

令和 7 年 12 月 4 日

第 6 回南知多町議会定例会会議録

# 1 議 事 日 程

1 2 月 4 日 ( 2 日 目 )

日程第 1 一般質問

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 ( 1 0 名 )

1 番	木 藤 創 大	2 番	橋 本 由 岐 穂
3 番	山 本 優 作	4 番	鈴 木 浩 二
5 番	内 田 保	6 番	石 垣 菊 蔵
7 番	服 部 光 男	8 番	藤 井 満 久
9 番	吉 原 一 治	10 番	榎 戸 陵 友

欠席議員 ( なし )

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総 務 部 長	山 本 剛 資	総 務 課 長	鈴 木 和 芳
防 災 交 通 課 長	山 下 哲 矢	企 画 財 政 課 長	坂 本 圭 志
建 設 経 済 部 長	田 中 直 之	建 設 課 長	石 黒 俊 光
まちなみ環境課長	田 中 達 也	厚 生 部 長	坂 口 増 和
住 民 課 長	山 本 有 里	ふ く し 課 長	宮 地 利 式
健康こども課長	伊 藤 尊 人	教 育 長	高 橋 篤
教 育 部 長	鈴 木 淳 二	教 育 課 長	富 田 和 彦
成 長 戦 略 室 長	山 本 剛		

## 5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	坂 本 有 二	書 記	松 本 満 砂
書 記	谷 川 和 亮		

[ 開議 9時30分 ]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしく願いいたします。

---

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

6番、石垣菊蔵議員。

○6番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上においては、通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

質問事項1. 中学校部活動の地域クラブへの移行についてを質問いたします。

令和4年、文部科学省は少子化や部員不足、教員の負担軽減といった課題に対応するため、また、将来にわたって生徒がスポーツや文化活動が続けられるよう、これまでの学校単位から地域で行うクラブ活動へ移行する方針、部活動の地域移行が示され、既に南知多町においても幾つかのクラブが活動していることは承知しております。

従来の学校部活動については、学校規模や人材、資材などの制約から、生徒たちに提供される部活動の種類は限られたものでしたが、地域移行により複数の学校の生徒が集まることで、学校内では実施が難しかった活動も容易になるというメリットも存在しますが、デメリットも生じるものです。

そのような学校部活動の地域移行をするに当たり、令和8年の郡大会等の終了後には、土・日、祝日等は地域クラブとしての活動がスタートしますが、積極的に手を挙げていただいた指導者や保護者の皆さんからは、教育委員会から明確な方向性が示されておらず、不安に感じているとの声を聞いています。

既にみなみちた公認地域クラブの冊子が発行され、中学校部活動外部指導員の募集も進められ、学校単位の部活動から地域クラブへの体制整備に努めていることは承知しており、試行期間における費用負担についても明記されています。

そこで、南知多町において、地域クラブ化に向けた費用負担や町の助成を含め、どのような方向性を持って移行するするのかについて、以下の質問をいたします。

(1)他の市町のホームページを確認したところ、大会出場においては、学校部活（平日部活）と地域クラブでは大会参加について出場ができる大会、できない大会が表示されているが、出場ルール（大会出場資格）は確定しているのか。

(2)地域クラブの受皿（指導者等）は希望、または想定している部活全てで体制はできているのか。

(3)地域クラブについては、その必要性も含め、保護者や生徒の皆さんにアンケートを実施してみてはどうか。既にアンケートを実施している場合、その結果はどのような意見があったのか。

(4)地域クラブの指導者は、会場予約、対外試合調整、遠征手段、備品管理などの多様な活動負担と費用負担が考えられるが、町はどのような支援策を考えているのか。また、一部には謝礼金が支出されているが、今後もその支出は継続するのか。なお、今後、町の体育館、グラウンド及び照明使用料は無料または減免とされ、学校所有の競技道具の利用が可能となるのか。

(5)地域クラブの参加者（児童・生徒）の会費は当然必要であると考えてはいますが、各家庭での費用負担や送迎などの負担が増える可能性があります。また、新たな費用負担が各家庭にのしかかるので、部活動に参加したくてもできない家庭が出てきてしまう可能性もあることが考えられるが、町として何を自費（自己負担）として求める考えなのか。

(6)南知多町は、この地域クラブの位置づけをどのように考えているのか。直営型では、市町が主体となって地域クラブを設置し運営する方式、そして包括委託型、参加型などあるが、方向性は確定しているのか。地域クラブの位置づけ、望む方式は、保護者

や生徒、指導者が安心して取り組める直営型であると考えているかどうか。

(7)地域移行のデメリットとして考えられることとして、指導者には技術的なレベルだけでなく、生徒との接し方についても配慮が必要だと考えるが、指導員の研修機会についてはどのような方針を持っているのか。

(8)10月28日の中日新聞朝刊に「中学の部活改革、国が指針案としてクラブ活動指導に小学校体育教員も」の見出しでの活動の運営に関する新たな指針の骨子案が掲載され、「希望している教師の兼職、兼業の手続を円滑化する。中学校だけでなく小学校や高校、特別支援学校の教師らも対象」とされることとなるが、本町においては、今後どのような対応をする予定なのか。

次に、質問事項2. 証明書コンビニ交付導入に向けた検討状況についてを質問いたします。

住民票等証明書のコンビニ交付導入については、令和6年12月議会の答弁で、町から返答が、半島側のサービスセンター廃止を導入の条件とはせず、他市町の状況も踏まえ、コンビニ交付導入を含めた行政サービスについて前向きに検討していくとの方針が示されました。

これは、従来の見送り方針から一步踏み込み、町として導入を前提に方向性を定めた答弁であり、町民の利便性向上に向けた大きな前進と受け止めています。

本町では今後、開庁時間の短縮や業務の効率化など、DXによる行政サービス改革が進められていくと認識しています。そうした中で、休日・夜間を含めて住民が証明書を取得できる仕組みを整備することは、単に利便性を高めるだけでなく、職員の働き方改革や複雑・多岐にわたる業務効率化を進める上でも欠かせない取組です。

以上のような背景を踏まえ、今回は令和6年12月議会で示された前向きな検討から一歩進め、導入時期の見通しをはじめ、導入後の利用率の想定、現時点でのコスト試算、そして実施に当たって想定される課題など、幅広い観点から以下の質問をいたします。

(1)導入に向けて、その後、庁内での検討や協議はどのように進んでいるのか、現時点での検討状況はどこまで進展しているか。

(2)現時点での導入経費の見込みと国の交付金などの補助制度の活用見通しについて、昨年からの補助率等変動はないか。

(3)導入後の利用率の見込みや、窓口業務の削減効果など、導入によって見込まれる効果についてどのように想定しているか。

(4)今後どのような手順で導入に向けた準備を進めていくのか、前向きな検討に応え得る計画ができてきているのか、そして、導入スケジュールについて現時点で決定していることはあるか。

最後、質問事項3. 予算編成方針と物価高騰対策の位置づけについてを質問いたします。

近年、原油価格の上昇、円安の進行、そして世界的なサプライチェーンの混乱などの影響により、燃料費、電気代、食料品価格をはじめ、あらゆる分野で価格上昇が続いております。特に地方では、都市部に比べて賃金水準そのものが低く、物価上昇の負担がより重くのしかかっています。生活必需品の価格上昇は、年金生活者など固定収入の方々にとって直撃となっており、節電・節約だけでは追いつかないといった声も広がっております。

このような状況は、地域内の家計・事業者の双方にとって深刻な局面であり、行政の迅速かつ効果的な支援が求められております。

政府の方針では、高市総理は、令和7年10月24日の所信表明演説において、国民の皆様が直面している物価高への対応を最優先課題とする。暮らしの安心を確実かつ迅速に届けてまいりますと述べられました。

さらに、ガソリン税・軽油引取税の暫定税率廃止を含む税制措置や医療・介護機関の経営改善支援、中小企業・小規模事業者のコスト高対策として生産性支援・設備投資促進を重視する姿勢を示しています。

このように、国としても物価高騰に対して即効的な支援と中長期的な構造対応を掲げておりますが、地方自治体においては、地域の実情に即した支援策、実施のタイミング、財源の確保が問われております。

以上を踏まえて、地域経済を底支えする本町の令和8年度予算編成方針について、また現状認識や生活支援・事業者支援の方向性について、以下の質問をいたします。

(1)令和8年度の予算編成方針において、町長が最も重視された基本理念・方針は何か。

(2)令和8年度の予算編成において、社会保障や公共施設の更新などの課題に対する施策や、ほかの重点施策とのバランスの中で、物価高騰対策はどの程度の優先度を持つと認識しているか。

(3)物価高騰や人件費増など歳出増が見込まれる中で、財源確保をどのように考えて

いるのか。

(4)物価高騰の中、町が支払う補助金や交付金、物件費、委託料など、全ての公共事業を安定的かつ質の高い水準で高めるためには、事業者の見積金額を不当に削って対応することがないよう、財源を確保して適正な対価で契約を結ぶことが不可欠です。適正な対価支払いの方針などは指示しているのか。

以上で壇上での一般質問は終わります。

再質問がある場合には、自席にて行いますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

教育部長。

**○教育部長（鈴木淳二君）**

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

南知多町の中学校が参加する主要な大会につきましては、出場ルールはまだ決まっておられません。

その中でも、半田市スポーツ大会（半田祭）につきましては、半田市が地域クラブとしても出場できるように配慮することを通達しております。

その他の大会につきましても、今後、徐々に地域クラブとしての出場に門戸が開かれていくと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

**○議長（鈴木浩二君）**

石垣議員。

**○6番（石垣菊蔵君）**

そういうルール、まだ決まっていないとの答弁でしたので、確認をいたします。

現状では、地域クラブ体制に移行しても大会への参加がかなわない可能性があります。

どの程度の期間をめどに門戸が開かれるのか、今までどおりの大会への参加が可能となると考えておりますか。お答えください。

**○議長（鈴木浩二君）**

教育課長。

**○教育課長（富田和彦君）**

ただいまの石垣委員からの御質問につきまして答弁させていただきます。

まだ決まっておられませんのではつきりとは分かりませんが、地域クラブでの大会への

参加につきましては、今年度中にはある程度決まってくると考えております。スポーツ庁、文化庁が主導して地域展開が行われておりますので、地域クラブに移行しても、今までどおり大会へ参加することが可能となっていくと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

大会の出場ルールが確定しないと今後の部活動への参加をどうしようかという気持ちになるような、そんな気がしますので、生徒や保護者の皆さんへの情報提供をよろしくお願いいたします。

また、学校と地域クラブの連携についても、今以上よろしくお願いをいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－2 につきまして答弁させていただきます。

現在、土・日、祝日に活動を行う予定のない南知多中学校の美術部、篠島中学校ボランティア部を除き、全ての部活動において複数名外部指導者が確保できており、地域展開に向け準備を進めているところでございます。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

外部指導者の確保が既にできていて、地域クラブへの移行が確定している競技などは、現在のところ何があるかを教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

現状では、外部指導者が学校の部活動を教員と一緒に指導している状態でありますので、地域クラブへの移行が確定している競技はありません。もちろん、この外部指導者には地域クラブを立ち上げる前提で指導を行っていただいておりますが、今後地域クラブを立ち上げるかどうかにつきましては、地域クラブを立ち上げる際の条件等を整理し、これから確認をしていく予定をしております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

まだまだこれからも条件整備や調整が必要であります。青少年の健全育成のためにも地域クラブは必要なものだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

地域クラブの必要性、いわゆる地域クラブへの移行（展開）につきましては、国の方針により各自治体により移行時期は異なりますが、進めるべきものとされております。

本町においては、まず令和6年に生徒に対し、土・日の部活動について地域展開した場合の意向調査を実施いたしました。その結果、生徒181人中127人が土・日も平日と同じ部活動を続けたいと回答しております。

今後、保護者や生徒へのアンケートを実施するかにつきましては、現在、国の具体的な地域展開の進め方などが固まっておりませんので、その動向を見た中でアンケートの必要性について検討していきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

地域クラブへの移行への実施直前のアンケート結果ではありませんので、それでよい

のかとも感じますが、土・日の送迎など、保護者の皆さんに新たな負担が生じる可能性もありますので、随時、意見募集や要望等の窓口として対応をよろしく願いをいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

休日部活動の受皿となる地域クラブの指導者の活動負担としては、議員のおっしゃるとおり、使用する施設の予約や大会参加時のバスの手配などが考えられます。負担軽減・支援策といたしましては、指導者より活動計画書を出していただくことで、教育課が施設予約とバスの手配を行うことを予定しております。

次に、費用負担といたしましては、施設やバスの使用料、各種大会の参加費、クラブで使用する備品などの購入費及び選手や指導者の傷害保険料などが考えられます。こちらの負担軽減・支援策といたしましては、町の体育館、グラウンド、照明などの施設の使用料を減免するほか、上限はありますが、バス代、大会参加費、備品などの購入費、傷害保険などについて助成させていただく予定をしております。また、学校が所有する道具などの利用についても、地域クラブで利用できることを前提に検討しております。

指導者への謝礼金、指導料につきましては、現在、国の示す基準に基づいた金額をお支払いしており、地域展開後のクラブが円滑に運営されていくために、現在と同様の基準で支出すべきであると考えております。

なお、地域展開後の指導料につきましては、原則として参加者の会費を充てることを予定しておりますが、部活動を取り巻く環境変化や保護者の経済的負担を軽減するため、町といたしましても何らかの支援策を検討していきたいと考えております。以上です。

○6番（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

自費、いわゆる会費につきましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、原則、地域クラブ指導者へお支払いする指導料を御負担いただきたいと考えております。

しかし、地域クラブ活動に移行することにより、議員御指摘のとおり、保護者に新たな経済的負担を強いることとなりますので、先ほどの答弁にもありましたとおり、町としても何らかの支援策を検討していきたいと考えております。

また、経済的困窮世帯の生徒への地域クラブ活動参加費につきましては、国の基準に基づき支援することを検討しております。

送迎などの負担につきましても、先ほどの答弁にありましたとおり、現在の学校部活動と同様の対応をさせていただく予定です。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

分かりました。今まで以上に負担がかからないような配慮をしていただけるととてもありがたいです。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-6につきまして答弁させていただきます。

本町の地域クラブの運営は、参加人数の多少に関わらず、公平で安定した運営ができる直営型での運営を前提として検討しております。

ただし、活動の自由度や自主性の観点から、全てを教育委員会が関与するのではなく、運営に当たっての一部については地域クラブにお任せしたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

最終的な責任の所在がどこにあるのかをはっきりすればよいかと思っております。運

営に当たっての一部については、地域クラブに任せるといふ、これはどんなものを想定しておりますか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

まだはっきり決まっているわけではございませんが、地域クラブにやっていただくこととしましては、例えば活動計画の作成、競技団体への登録、大会、コンクールへの参加申込みや練習試合の調整などを想定しております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

分かりました。

大会やコンクールへの参加など、地域クラブで常日頃から携わっていただければ、日程の調整など分からない部分を受け持ってもらえるということで理解できました。

次の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

指導者の採用、育成に当たっては、まず外部指導者として採用する際に志望動機や積極性、今までの活動状況、指導実績などを確認する面接を行っております。

さらに外部指導者に求められる資質といたしまして、体罰やハラスメント禁止などの服務規程や生徒の健康管理、新入生や女子生徒への配慮などについて遵守していただくよう、町独自に南知多町外部指導者研修マニュアルを作成し、外部指導者へ配付、確認していただいております。

また、地域クラブへの移行に備え、中学校の部活動に出向き、顧問の教員からの技術的な指導のほか、生徒との接し方についても事前に助言を受けるなど、実践を通じた研修を重ねております。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

外部指導者に対し、外部指導者研修マニュアルの作成、顧問の教員からも技術的な指導を受けて地域クラブの運営に当たるといことですが、地域クラブにおいて適切な指導が行われているかどうかについても、外部監査の目が必要ではないかと考えますが、どのように考えているのか、お聞かせください。

また、地域クラブ内において、指導方針などで指導者とのトラブルが発生したときに備えるためにも、相談窓口の設置は必要だと考えますがどうですか。なお、設置されない場合には、どこに相談することになるのかお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

1－6 での答弁にもありますように、現在、直営型での運営を前提として検討しており、指導者の採用、育成に当たっては、今後も町が関わっていくことを考えております。

このため、地域クラブにおいて適切な指導が行われているかどうかであったり、指導者同士のトラブルなどの相談・対応につきましては、教育委員会が窓口になって対応していくことになると考えております。以上です。

○6 番（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－8 につきまして答弁させていただきます。

希望する教員に対しては、小学校、中学校に関係なく兼職兼業を認める予定です。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

まために、部活動で熱血指導していただいていた高橋教育長から、地域クラブスタートに向けて、そして教職員の皆様の自主的活動のバックアップも含め、お言葉をいただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

発言の機会をいただきましたので、地域クラブ活動についてお話をさせていただきます。

令和4年12月、文部科学省から学校部活動に関する総合的なガイドラインが出されました。その中で令和5から7年度を改革推進期間とし、中学生の休日部活動の地域展開を早期に実現するよう求められ、それまで中学生の部活動は当然学校で行われるものという意識でいた全国の学校、自治体には大きな衝撃が走りました。これを受けて、多くのスポーツクラブや企業、大学などがある市町村は、関連団体に委託・連携して準備を進めています。

しかし、本町を含め活動の受皿がない多くの自治体では、先生方に学校部活動として進めていただきながら、将来の地域展開を目指しています。

本町では、公募をして部活動を外部指導者の確保に努めるとともに、各スポーツ団体の協力を得てみなみちた公認地域クラブの立ち上げを進めています。

現在の休日部活動では、外部指導者の方々には顧問の先生と一緒に指導しながら、指導や運営のノウハウを学んでいただき、地域展開の準備をしています。できる限り現在の部活動に近い在り方で進めることを目指し、持続可能性を踏まえて検討しているところです。地域展開がうまく進めば、今まで子どもたちが学校ではできなかった活動へも参加できるようになります。

国が進めようとしている今回の部活動改革には、大きく2つの目的があると言われてます。1つは、全国的に進んでいる少子化の中で、学校に現在ある部活動の存続が難しくなることへの対応、もう一つは、多忙な教職員の働き方改革の推進です。

さらに教職員には異動があり、数年で部活顧問が替わるということが繰り返されてき

ましたが、これを変えることもできます。つまり地域クラブの監督を地域の方が務めることで柱をつくり、希望される小・中学校の先生方には兼職兼業の手續をした上で、コーチとして子どもたちの指導に携わっていただくシステムです。

まだ準備の段階ですが、地域クラブ活動への展開を通して、子どもたちが継続的に様々な活動に親しむ機会を充実させていきたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

保護者の皆さんと共に指導いただける外部指導員の皆さんも不安でのスタートとなるこの地域クラブに、高橋教育長の力強いお言葉、ありがとうございました。

9 月議会でも述べましたが、子どもたちの夢を伸ばすのも教育だと思います。身近な話題ですが、藤井議員と私、高校は違いますが、ともに恩師のお孫さんが、この10月、11月に行われた体操世界選手権で平行棒、銀メダル、全日本種目別鉄棒で優勝しており、自分のことのようにうれしく思っております。こんな夢が現実に、そして生涯スポーツや文化に取り組むきっかけとなる地域クラブ、これまでこれからも諸問題を解決し、スムーズなスタートをどうかよろしく願いをいたします。

次の質問事項 2、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問 2-1 につきまして答弁させていただきます。

今年に入り、住民課、税務課及び総務課の職員等による検討チームにより、課題整理等の検討を継続的に行っております。検討材料として、知多 5 市 4 町への調査や役場窓口での町民アンケートを実施しました。現時点では、導入に向けた経費や財源及び導入後の運用経費について精査をしているところです。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

事業推進に向けた町民アンケートの実施、ありがとうございます。その結果として、住民からどのような声が届いておりますか。数値等含め教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

お答えさせていただきます。

町民アンケートは、令和7年7月1日から18日まで、本庁住民課、税務課及び4つのサービスセンターで実施しました。回答総数は295件で、マイナンバーカードを利用し、コンビニで証明書が取得できたら利用するかの問いには、「利用する」と回答された方が225人で76.3%いらっしゃいました。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

アンケートに回答いただいた多くの方が、コンビニ交付を熱望していることがよく分かりました。

次、答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

現時点での導入経費の見込額は約4,000万円でございます。導入に当たり、財源として活用予定の国の交付金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装タイプ）が該当し、補助率は2分の1で変動ありません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

この補助率の変動はないとのことですが、補助額の上限はありますか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

お答えさせていただきます。

交付上限額は1事業当たり1億円となっています。以上でございます。

○6番（石垣菊蔵君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

導入後の利用率は30%を目標として見込んでおります。導入の効果につきましては、交付可能な場所及び時間の拡大により、町民の利便性の向上が最も大きいと考えております。

また、職員の窓口業務の削減により、年間約500時間を有効利用することができるものと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

経費負担あるものの、事務経費効果も大であること、分かりました。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-4につきまして答弁させていただきます。

現時点での計画としては、導入時期を令和9年1月から3月頃を想定し、それに向け

て引き続き導入前後の課題検討を行ってまいります。

そのため、早ければ令和8年度当初予算案に必要な経費を計上し、国の交付金申請、システム構築作業、条例等の改正をした後、町民に向けた広報活動を実施してまいりたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

積極的な導入に向けての答弁、ありがとうございました。

この制度、有効なマイナンバーカードを持っていることが基本的な条件の中で、南知多町の保有率は8割程度とお聞きしており、いつでもどこでも多くの町民の要望に応えることができるこのコンビニ交付、担当部局として、町民にとっても利便性は増大しますので、計画的に導入に向けての事業推進、よろしく願いをいたします。あわせて、導入に向けた住民への周知についてもよろしく願いをいたします。

次の質問事項3をお願いいたします。

なお、3-1、3-2、まとめて答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問3-1につきまして答弁をさせていただきます。

令和8年度予算編成に当たっては、第7次総合計画の将来イメージ、「絆・選ばれる理由があるまち」の実現を基本理念とし、効率的かつ効果的な行財政運営を重視しております。

具体的には、事業担当課が主体的に取捨選択を行う枠配当方式を継続し、真に必要な事業に重点配分すること、またコスト意識を持って取り組みつつも、積極的かつ攻めの姿勢で本町の課題解決に取り組むことを基本方針としております。

続きまして、御質問3-2につきまして答弁をさせていただきます。

物価高騰は町民生活のみならず、事業者活動にも影響を及ぼす重要な課題と認識しております。国の支援策と連携を図りつつ、町としても地域の実情に応じた生活支援、経済支援を引き続き検討・実施してまいります。

予算編成方針上は、総合計画の3つの重点政策、公共施設更新と並ぶ重要課題の一つとして位置づけており、特に燃料や資材などの高騰による影響を受ける分野には、補助金や単価見直しなど柔軟に対応し、地域経済を下支えしてまいります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

答弁いただいた物価高騰に伴う事業者や各種団体、そして住民の皆様への生活支援、よろしく願いをいたします。

次の答弁をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問3-3につきまして答弁をさせていただきます。

財源の確保につきましては、住民の皆様が納める町税の徴収率の向上に引き続き努め、近年増加傾向にあるふるさと納税のさらなる拡充に取り組んでまいります。

また、国・県の補助金を積極的に活用し、必要な事業には基金を計画的に活用してまいります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

答弁ありがとうございました。

財源確保に向けて、自主財源の充実や国・県補助金の積極的な活用、さらには基金の計画的な運用に取り組まれるとのことで理解しました。

長く続いている物価高騰や人件費の上昇は、町民生活にも事業者の経営にも影響が大きく、町としての支援がこれまで以上に求められる局面もあるかと思えます。国の支援策が示される場合には、そのメニューを的確に捉え、積極的に活用した物価高騰対策の実施を強く望みます。よろしく願いをいたします。

最後の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問3－4につきまして答弁をさせていただきます。

補助金の支出においては、補助対象者の活動水準の低下を招かないよう、活動状況を把握しながら適正な支出に努めてまいります。

また、契約や委託などの支出においては、事業者の実勢価格を踏まえた適正な契約を基本とし、必要に応じて単価や契約内容の見直しを行ってまいります。さらに職員に対しても、コスト意識とともに公正な価格形成への配慮を求めてまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

よろしく願いいたします。

特に南知多町は中小事業者がほとんどでありますので、物価高騰に耐え得る適正価格での積算、そして予算計上をよろしく願いをいたします。

また、町からの委託などで事業運営を行っている具体例として、観光施設維持管理委託料は定額交付となっております。今後は水道料金の改定も既に机上にあります。これらの委託は縮小して継続することはできません。

この点を御理解いただき、公共料金等の改定に合わせて改定ルールの確立を望みますが、いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

答弁させていただきます。

議員から御指摘のありました観光施設維持管理委託料のように定額交付で事業運営を行っているケースにつきましては、物価高騰が長期化する中で従来の定額方式では実態と乖離する可能性があるかと認識しております。昨今の物価高騰に対応した算定方式により予算編成を行うとともに、改定ルールにつきましても、今後予定されている水道料金改定などのタイミングと合わせ、必要な見直しが行える仕組みづくりを検討してまいり

ます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

この事業、ややもすると改定が置き去りにされているように思いますので、しっかりと予算措置、そして対応をよろしく願いをいたします。

まために、石黒町長4期目の任期最後の予算編成に向けて、町民の皆様に向けてのメッセージを一言いただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私の任期最終年度ということで、どういう姿勢で予算編成をするのかということに對しまして、町民の皆様メッセージを届けさせていただく機会を賜りました。厚く御礼申し上げます。

それではまず、これまでの予算編成に對しまして振り返ってみたいと思います。

平成29年から令和2年までの間、実質単年度収支が4年間赤字が続いておりました。さらに財政調整基金、家庭でいうなら何かごとに備えないといけない貯金です。一つの目安を10億としておりましたが、10億を切ってしまいました。そういう状況にございました。

このままでは数年後に予算編成が非常に厳しくなるという危機感から、令和3年度の予算編成より粋予算方式を採用いたしまして、住民の皆様方に提供させていただきます行政サービスの低下が最小限で収まるよう配慮しながら、予算のカットなどを行い、様々な施策とともに資金確保し、資金改善のための取組を進めてまいりました。

令和3年度から始めたわけですが、国からの普通交付税の増額や各種交付金がありまして、加えて令和5年度から力を尽くし始めましたふるさと納税の取組、これに関しましてしっかり効果を出してきております。

これはコロナ禍の中で、非常に多くの事務的な作業、それから物理的な作業が、マンパワーが不足する中で職員がしっかり取り組んでくれたということと、「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」という町民の皆様との一緒になってこの町をつくって

きたことが財政の改善を図られてきたと思っております。

それで、皆さんと努力して改善してきました財政健全化の歩み、その成果を何とか確保していきたいという思いを込めまして、令和6年度南知多町緊急財政改善化計画を策定いたしました。この計画は、物価高騰、それから様々な必要経費が膨れ上がっている中で歳出の増、それと税収の減という流れが止まらない環境の中で、令和6、7、8の3年間に様々な計画で示されている施策を打ちながら、12億円の効果額を確保するというを目的にしております。今年度の予算編成に当たっても、その歩みを止めることのない姿勢で臨んでいきたいと思っております。

しかしこのような状況下であっても皆様方とつくり上げられました第7次総合計画の重要政策の産業の活性化と雇用の確保、子育て支援と教育の充実、定住支援、これら政策につきましましては常に念頭に置きまして、積極的な姿勢で予算編成に臨んでまいりたいと考えております。

これからも南知多町が「絆・選ばれる理由があるまち」に向けまして、持続が可能な選ばれる町であり続けられますように、これからも責任を持って努力してまいりますので、皆様方におかれましても、今までと変わらぬ深い御理解と力強い御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

私、過去にも述べました、石黒町政では厳しい財政状況、運営の中において、私の職員在職中からハード面は別として一例、子育て支援策を積極的に推進しており、子ども医療費助成の高校生世代までの拡充、そして今、急拡大しているインフルエンザの予防接種、中学3年生、高校3年生、ワクチン1回無料接種など、近隣市町に先駆けて多くの施策をスタートさせております。

近年では、おうちで子育て応援金や学生海っ子バス運賃補助事業など実施し、隣町の保護者からも、いいなどの声を聞いており、子育て世代に大なる実績を残しております。

今回、任期の最終年において、いま一度、町民の記憶に残る予算編成、そして予算編成方針において重点に置いたという積極的かつ攻めの姿勢で本町の課題解決に取り組ん

でいただくことを願ひ、私の一般質問を終わります。どうかよろしく願ひいたします。  
ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

[ 休憩 10時19分 ]

[ 再開 10時31分 ]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、1番、木藤創大議員。

○1番（木藤創大君）

議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問事項1. 南知多町公式LINEの現状と今後の展望について。

本年4月1日から南知多町公式LINEの運用開始となりました。御承知のとおり、LINEは多くの町民にとって身近で日常的に使われているコミュニケーションツールです。行政がLINEを活用することは、情報伝達のスピードと浸透率を高め、知りたい情報が必要な町民へ確実に届くという町民サービスの根幹を充実させる上で極めて有効な手段だと考えます。

特に、災害時や緊急時の情報伝達や子育て・健康など生活に密着した情報提供において、町公式LINEは従来の広報やメール、ホームページといった手段を補完し、町民生活の質の向上に大きく寄与する可能性を秘めています。

今後のさらなる有効活用とより町民に愛されるツールとするため、現時点での運用状況と課題を明確にし、南知多町公式LINEが町の有益な柱であると考えます。

そこで、以下の質問をします。

(1)現在の南知多町公式LINEの友だち登録者の居住市区町村の内訳及びブロック数（率）はどれだけか。

(2)友だち登録はどのように行えばよいか、また、友だち登録をすることでどのような情報が得られるのかを具体的に教えてほしい。

(3)現在抱えている運営方法の課題はあるか。また、課題を踏まえ、今後の展望をど

のように考えているか。

質問事項2. ふるさと納税を地域経済の仕組みとするために。

ふるさと納税制度が始まって15年以上が経過し、今では全国の自治体が地域の魅力発信や産業振興の手段として取り組んでいます。南知多町も例外ではなく、町の特色を生かした返礼品を通じて全国の皆さんに知ってもらう機会を広げてきました。

私自身、町内の生産者や事業者の皆さんからお話を伺う中で、ふるさと納税が販路拡大や新しい挑戦のきっかけになっている一方で、制度や仕組みの複雑さ、登録作業の負担を感じているという声も耳にしています。町として支援の仕組みをどう整え、より挑戦しやすい環境をつくっていくのが重要だと感じています。

また、全国的には「モノ」だけでなく、宿泊や体験を通じて地域を知ってもらう「コト型」の返礼品が増えています。観光資源や食の魅力に恵まれた南知多町こそ、こうした流れを生かしていくべきだと思います。

さらに寄附をしてくださる方々を一時的なつながりだけでなく、町のファンになっていただけるような取組を進めていくことが大切なのではないかと感じています。

ふるさと納税を通じて地域の産業振興、町民の誇りづくり、そして地域ブランド形成につなげていく視点を大切にし、町の皆さんと一緒に考えながら地域経済の仕組みとして育てていきたいと考えています。

そこで、以下の質問をします。

(1)全国的にふるさと納税制度が拡大する中、南知多町はふるさと納税制度をどのように位置づけ、今後どのような方向に発展させたいと考えているか。

(2)南知多町ではどのような返礼品が人気で、どの地域から寄附が多いのか。その傾向をどのように分析し、今後の展開にどう生かすのか。

(3)新規事業者の参入支援、返礼品開発の相談体制など、事業者が挑戦しやすい環境をどのように整えていく考えか。

(4)ふるさと納税を地域経済の仕組みとして育てていくために、事業者、地域、行政がそれぞれの立場で連携を強化し、成熟させていくか、町の現時点での考えはどうか。

質問事項3. 全ての世代が参加しやすい選挙・政治のための施策について。

近年、全国的に若年層を中心に政治への関心が低下しており、特に20代、30代の投票率は低い水準にとどまっています。町の将来を支えている若い世代や子育て世代の声をどのように町政に反映していくかが大きな課題です。また、高齢の方々にとっては、交

通手段や身体的な制約などにより投票所へ足を運ぶこと自体が難しい現実もあります。今こそ、全ての世代が無理なく、そして自然に政治に関われる環境を整えることが求められています。

そこで、情報発信の在り方や投票環境の整備を通じて、全ての世代が参加しやすい選挙・政治の仕組みをどのように構築していくのかについて、町の考えを確認するため、以下の質問をします。

(1)政治や選挙に関する情報を町民に届ける有効な手段として選挙公報の発行が上げられる。離島を含めた確実な配布を考慮すると、候補者情報のデジタル配信も含め検討する必要があると考えるが、町の考えはどうか。

(2)町民一人一人が政治を身近に感じられる機会を増やすための啓蒙啓発活動を町としてどのように位置づけ、今後どのような取組を進めていく予定か。

(3)近年、公共施設の再配置が進められ、投票所も再編が検討されていると聞く。各地区の投票所の今後の配置について、現時点での町の考えを教えてください。

(4)子育て世代には、小さな子どもを連れて投票しづらい、共働きで時間が取れないという課題がある。町として、こうした課題をどのように捉え、どのように改善を進めていくのか。

(5)町民、特に若年層や子育て世代が町政に対する声を届けやすくするために、町公式LINEを活用した意見募集の強化を検討してはどうか。

以上で壇上での一般質問は終わります。

再質問のある場合には、自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

総務部長。

**○総務部長（山本剛資君）**

それでは、御質問1-1について答弁をさせていただきます。

令和7年12月2日時点での南知多町公式LINEの友だち登録者数は3,088人です。居住市区町村の内訳は分かりませんが、町内、町外及び未登録に分けることができます。具体的には、町内で2,031人、町外で275人、未登録が782人です。

次に、友だち登録者3,088人のうち、登録後にメッセージを受信拒否、いわゆるブロックした人の数は153人です。このブロックについて、企業やお店、自治体が利用する公式LINE全体の平均ブロック率は約20%から30%と言われていますが、南知多町公

式LINEのブロック率は約5%であるため、ブロック率は低いと言えます。したがって、利用者からは高評価をいただいているものと考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

ありがとうございます。

町公式LINEブロック率は約5%で全体の平均より低いとのことですが、とはいえ153人が友だち登録をブロックをしています。町はブロックに至る原因をどのように分析しているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

友だち登録後、ブロックに至る主な原因としましては、次の3つが考えられます。

1つ目は配信頻度です。町公式LINEから送信されるメッセージの件数が多過ぎると、利用者は大量の通知を受け取ることになり、煩わしさを感じブロックに至ります。

2つ目は配信内容です。利用者が町公式LINEのコンテンツに魅力がない、有益でないと感じた場合、ブロックをします。

3つ目は、旅行者など一時的に南知多町へ訪問した際に町公式LINEを友だち登録し、旅行終了後にブロックされてしまうケースです。

今後ブロックをできる限り減らすため、短時間に大量のメッセージが送信されないよう、役場全体での配信頻度の調整やLINE上で利用者アンケートを実施し、配信頻度や配信内容についての意見を募ることや、魅力あるコンテンツ開発等を行う必要があると考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

ありがとうございます。

配信頻度や配信内容について登録者が減らないように細心の注意を払い、運営計画がしっかりとなされていると認識させていただき安心しました。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1-2について答弁をさせていただきます。

南知多町公式LINEの友だち登録は、お持ちのスマートフォンで南知多町公式ホームページを開き、トップ画面に表示される町公式LINEの友だち登録を行うためのボタンが表示されていますので、そちらをタッチすることで簡単に手続を進めることができます。

また、広報「みなみちた」に掲載されている友だち登録用の二次元バーコード、いわゆるQRコードをスマートフォンのカメラで読み取ることも登録を行うことができます。友だち登録をすることにより、防災や防犯に関する情報、町のイベント、子育て、ごみ出しに関する事など、登録者が欲しい情報を選択して受信することが可能となります。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

町公式ホームページまたはQRコード読み込みが現時点での登録方法だと分かりました。ありがとうございます。発信される内容についても、今後登録しようかなと考えておられる方の参考になると思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1-3について答弁をさせていただきます。

町公式LINEの現在の課題としては、友だち登録者数の伸び悩みが上げられます。運用を開始した令和7年4月には登録者数が大きく伸びましたが、その後の登録者数の

伸びは緩やかな状態が続いています。

登録者数が伸びない主な原因として、周知不足と魅力不足が考えられます。今後の対策として、まず、周知については、これまでの広報「みなみちた」やケーブルテレビでのPRに加え、町主催のイベント等でPRチラシの配布を行うなど、周知の機会をできるだけ増やしていきたいと考えております。

また、町公式LINEの利便性や魅力向上のため、役場窓口での手続が予約できる機能やアンケート機能の追加について検討を進めていきたいと考えております。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

窓口での手続を予約できる機能やアンケート機能の追加について検討を行うとのことですが、その機能を追加することで具体的にどのようなことが実現できるのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

予約機能を活用することにより、これまで電話や紙で申込みを受け付けていた町主催のイベント参加申込みやマイナンバーカードの手続、さらには休日窓口の予約などについて町公式LINEから行うことが可能となります。これにより利用者の利便性向上につながります。

次に、アンケート機能を活用することで町の施策への御意見や町公式LINEへの要望、不満な点など、利用者の声を募ることができます。このことにより利用者のニーズに沿ったサービスの提供が可能となります。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ありがとうございました。

町公式LINEは、住民にとって身近で便利な情報ツールであり、その価値は今後さらに高まるものと考えています。その一方で11月5日水曜日10時に配信されたとてつもない長文の緊急地震速報の訓練LINEには驚かされました。防災啓蒙に当たってはとてつもない素晴らしい試みだとは思いましたが、内容の吟味についてはもう少し配慮があってもよかったですのではないかなと感じました。登録者数の拡大とブロックをできる限り減らすためにも、利用者の声を反映した配信内容の工夫や魅力あるサービスの充実を期待しております。より多くの町民が継続して利用したくなる公式LINEとなるよう、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

次に、質問事項2、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本 剛君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁をさせていただきます。

本町では、ふるさと納税を地域の魅力発信と地場産業の振興を両立させる重要な制度として位置づけており、現在では地域経済にとってなくてはならない仕組みへと発展しつつあると考えております。

令和6年度の寄附実績は、寄附件数5万8,336件、寄附金額7億9,225万円で全国平均の7億円を上回る水準となっており、一定の成果を上げております。今後は単に寄附額を競うのではなく、寄附者の皆様が南知多町の魅力を継続的に感じられる仕組みを強化してまいります。

現在、返礼品に同封する観光チラシや返礼品を梱包する町オリジナル段ボール箱など、寄附者の皆様に町の魅力を伝える取組を行っております。

また、南知多町に寄附してよかったと感じてもらえるよう、これらの取組をさらに充実させ、寄附者の皆様との継続的な関係を育ててまいります。

その結果として、寄附額の安定的な確保、さらには事業者の皆様の販路拡大や地域産業の活性化につながるよう取組を進めていきたいと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ありがとうございます。

南知多町として、ふるさと納税制度の位置づけや方向性がよく理解できました。寄附者との関係づくりを重視する姿勢も共感いたしました。

次の質問、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本 剛君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁をさせていただきます。

本町におきましては、シラスを中心とした海産物が最も多く寄附を集めており、全体の寄附額を支える主力返礼品となっております。寄附の多い地域は、都道府県別では東京都が最も多く、続いて愛知県、神奈川県、大阪府など都市部が中心となっております。都市部の寄附者の皆様は、海産物などの食品を選ばれる傾向が強いと考えられます。

これらの傾向を踏まえ、本町のシラスや海産物は、品質の安定性や使い勝手のよさが評価されていると分析しており、シラスを柱としつつ、寄附者層に合わせた品ぞろえや見せ方を工夫することが重要であると考えております。

今後の展開といたしましては、引き続きシラスを中心とした海産物の魅力を高めるとともに、関連商品や価格帯のバリエーションを広げ、より多くのニーズに対応してまいります。

また、近年は宿泊や食事、釣り船などの返礼品が増加傾向にあり、実際に町を訪れて楽しんでいただく体験型の需要も伸びつつあることから、観光や体験につながる返礼品の開発にも段階的に力を入れていきたいと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ありがとうございます。

東京都や愛知県、神奈川県、大阪府など大都市圏から多くの寄附をいただいていることがわかりました。今後の展開として、返礼品の価格帯のバリエーションを広げ、多様なニーズに対応するとのことでしたが、価格帯のバリエーションとは具体的にどのような取組を指すのか、またそれによりどのような効果が見込まれるのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本 剛君）

ただいまの御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

返礼品の価格帯のバリエーションにつきましては、寄附者の皆様の利用目的や家族構成、生活スタイルに合わせて選択肢を増やすことを意図した取組でございます。具体的には、単身者向けの小容量セット、家族向けの大容量セット、高額寄附者向けのプレミアムセットなどがございます。

こうした展開により、寄附者の皆様が選びやすくなることで寄附件数の増加につながるほか、リピーターの確保や新規事業者の参入促進にも効果があると考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ありがとうございます。

価格帯の幅を広げていくことで単身の方からファミリー層を、そして高額寄附者まで幅広く対応し、結果として寄附者の選択肢を増やしていくという方向性が理解できました。町として寄附者ニーズを丁寧に捉えていくことは、今後の成長にきつとつながるだろうと強く感じています。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本 剛君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁をさせていただきます。

本町では、返礼品の新規開発や事業者の皆様の参入を促進するため、制度の説明や登録方法を分かりやすく伝える環境整備に取り組んでおります。年1回以上の説明会に加え、参加が難しい事業者の皆様には、職員が直接訪問し、申請手続や返礼品計画の相談など個別の支援を行っております。

さらに返礼品の出品に伴う負担を軽減するため、写真撮影、配送方法の案内、寄附者

対応の窓口一本化など、事務作業を最小限に抑える体制を整えております。配送料、登録手数料、広告宣伝費を町が負担することで、事業者の皆様が本業である生産・加工・サービス提供に専念できるようにしております。

あわせて、小規模事業者様も含めた相談対応にも丁寧に対応し、町内製品の魅力や強みをどのように返礼品として生かしていくことができるか、事業者の皆様と一緒に検討しながら進めているところでございます。

今後も返礼品登録の相談から改善提案、出品後のフォローまで、町が一連の流れを継続して支援することで、事業者の皆様が新たに返礼品に挑戦しやすい環境づくりを進めてまいります。以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ありがとうございます。

事業者の事務作業負担を最小限に抑える体制を整えていることがわかりました。一般的な通販事業においては、発送伝票の処理や顧客管理など、発送管理事務には相当な人手と時間が必要となります。

南知多町のふるさと納税返礼品において、発送管理事務はどこまで事業者が担い、どこからを町が担うのか、もう少し具体的に教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本 剛君）

ただいまの御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

本町のふるさと納税の返礼品発送において、事業者の皆様にご負担いただく作業は、基本的には返礼品の生産、梱包、発送準備のみでございます。

具体的には、寄附が入りますと、町から事業者の皆様へ発送依頼が届き、配送業者から専用の伝票が支給されますので、事業者の皆様はそれを返礼品に貼り付け、発送をしていただきます。一般的な通販のように受注処理、顧客情報の管理、伝票作成、問合せ対応といった事務作業は全て町で行っております。

このように通販事業に特有の発送管理業務を町が担うことで、事業者の皆様には本来

の業務である生産活動に専念していただき、新たな返礼品への挑戦をしやすい環境づくりを進めているところでございます。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

ありがとうございます。

発送管理事務の役割分担が明確になり、事業者の負担を最小限にする工夫がなされていることがよく分かりました。これに小規模事業者も参入しやすい環境が整っていると感じました。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本 剛君）

御質問 2 - 4 につきまして答弁をさせていただきます。

本町では、ふるさと納税を地域の魅力発信と産業振興につなげるため、漁協、農協、観光協会、商工会などの関係団体と連携を図りながら、情報共有や意見交換を重ねております。事業者の皆様からいただく声を丁寧に伺い、返礼品の改善や新たな提案につなげるなど、地域全体で取り組む体制づくりを進めております。

また、ふるさと納税を通じて本町に関心を寄せてくださる寄附者の皆様を町の関係人口と捉え、寄附者の皆様の声を生かしながら本町の魅力を発信していくことが重要であると考えております。

さらに寄附金の使い道の発信や返礼品に同封する PR 素材の工夫など、寄附者の皆様とのつながりが継続する取組にも努めております。返礼品の多様化が進む中で地域資源をどのように生かし、効果的な形で発展させていくかを念頭に、事業者、地域、行政が連携を深めながらそれぞれの役割を果たし、南知多町らしい魅力づくりと発信に継続して取り組んでまいります。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ありがとうございます。

町がふるさと納税を地域の魅力発信と産業振興の柱として捉え、事業者支援や寄附者との関係づくりに取り組んでいる姿勢を確認できました。

私自身、事業者の一人としてシラスが主力返礼品であることは理解しておりますが、シラスは漁獲量が変動しやすく、価格も安定しにくい点から依存し過ぎることによるリスクがあると感じています。シラスの魅力を生かしつつも、次の柱となる返礼品をどう育てるか、そして事業者、関係団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、町の魅力を感じ続けてもらえる仕組みづくりを進めていくことが重要だと思います。

また、地域の事業者からは、地場産品と特産品の違いが分かりにくいという声も伺っています。事業者にとって、新しい返礼品づくりに踏み出す際の不安があることも理解していただき、引き続き丁寧な支援をお願いします。私も議員として現場の声を丁寧に聞きながら、制度が町の成長につながるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、質問事項3、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問3-1について答弁をさせていただきます。

選挙公報の発行については、議員御指摘のとおり、町としてもその有効性を認識しております。悪天候時の離島への配布方法等を解決すべき課題として、これまで町選挙管理委員会において検討を進めてまいりました。

選挙公報のデジタル配信については、課題解決策の一つとして検討しましたが、公職選挙法上、選挙公報はあくまでも紙による発行を前提としているため、デジタル配信のみに置き換えることはできないとの結論に至っております。

したがって、紙による確実な配布方法を確立した上で、その補完措置としてデジタル配信を活用していくことが現実的で実効性の高い方法であると考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

公職選挙法では、選挙公報は紙による発行が大前提であり、デジタル配信のみにはできないことは理解しました。

そうすると、本町においても紙による選挙公報の発行を実現した上で、町民に候補者の情報をいち早く公平に届ける手段として、町公式ホームページで選挙公報を掲載することを並行して実施する必要があると考えます。

ただし、その場合、悪天候時の離島への配布方法等、これまで課題の解決が不可欠となりますが、町においてはこれまでどの程度解決策の検討が進んでいるかをお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

町選挙管理委員会では、令和5年度から紙による確実な選挙公報の配布方法を継続して検討しています。悪天候で船便が数日間止まる場合に備え、篠島及び日間賀島サービスセンターの印刷機で対応できるよう、選挙公報の規格をコピー用紙に合わせる予定であります。

また、悪天候時を含め、募集による配達作業員、区及びシルバー人材センターの協力を得て実施する計画です。

さらに補完措置として、公共施設への配備や町公式ホームページ掲載も行うことで、離島を含む町内全域でおおむね公平に配れると考えております。今後は、できる限り早い選挙公報発行の実現に向けて、配布方法等の具体的な検討を引き続き行っていきたいと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ありがとうございます。

サービスセンターでの印刷を可能とするなど、最悪の事態にも対応できるよう検討していることは確認できました。

それでは、町として具体的にはいつから選挙公報発行を行う想定で検討を進めているのでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

現在のところ未定ですが、来年度には南知多町長選挙も予定されておりますので、町長選挙に関して発行できるよう検討を進めていきたいと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

政治参加を促すためには、政治や選挙に関する情報が確実に分かりやすく町民に届くことが大前提です。その最も有効な手段の一つが選挙公報であると考えますので、できる限り早い実現を望みます。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問3-2について答弁をさせていただきます。

本町においても特に若年層の政治離れの傾向が見られます。さきの町議会議員選挙においては、全体の投票率が61.49%であったのに対し、10代及び20代の投票率は35.81%、30代でも51.81%にとどまっていた。人口減少や地域経済の活性化など、南知多町が抱える課題の解決には、若い世代の声を町政に取り入れることが特に重要であります。政治への関心を高める啓発活動については、積極的に取り組むべき施策であると位置づけております。

現在は、若い世代への啓発活動の一環として、小・中学校への投票箱や投票用紙記載台の貸出し、町議会議場の学習室開放、中学生が地域課題に取り組む探究学習への協力等を実施しております。

今後は、若者が参加するイベントでの啓発資材配付など、より効果の高い施策を検討

していきたいと考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

政治参加の促進には、単なる情報提供にとどまらず、町民一人一人が政治を身近に感じられる機会を増やすことが重要であると考えますので、積極的で実効性のある啓発活動の推進をお願いいたします。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問 3-3 について答弁をさせていただきます。

投票所の再配置につきましては、本年 9 月定例会の一般質問に対する答弁として述べましたとおり、現在既に廃止された、あるいは今後廃止される予定の公共施設を使用している投票所について、具体的には豊浜中洲投票区で使用する旧中洲保育所と、片名投票区で使用する旧師崎中学校について、投票所の変更の検討を進めております。

そのほか、バリアフリー対応や駐車場の確保といった来場者の利便性の観点で課題のある施設、具体的には、豊浜高浜投票区で使用する東部区民会館についても併せて変更の検討をしております。

代替施設の候補については、現在のところ未定ですが、投票所運営に必要な人員や財源が限られている現状を踏まえ、他の投票所との統合も含めて様々な可能性の検討を進めていきたいと考えております。

また、再配置先の決定時期についても未定の状況でございますが、既に施設が廃止されている旧師崎中学校については、できる限り早い段階での決定を目指し、旧中洲保育所については施設が廃止となる令和 9 年 3 月末までには決定を行わなければならないと考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ただいま他の投票所との統合も含め検討するとの答弁がございましたが、具体的にはどの投票所がどの投票所に統合されることを検討されているのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

現時点では統合を含めた検討の段階であり、統合については決定事項ではありません。

ただし、想定されるのは、豊浜高浜及び豊浜中洲の2つの投票区について、同じ豊浜地区に位置する中村投票所として使用される豊浜小学校への統合が考えられます。また、片名投票区については、同じ師崎地区にある大井の投票所として使用される大井公民館、または師崎の投票所として使用されるみさき小学校への統合が考えられます。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

現時点では検討段階とのことですが、もし投票所を統合するとなれば、対象地域にお住まいの方にとっては不便になるわけであります。投票率の低下が当然懸念されます。各地区の投票所数は維持してもらいたいと考えています。

今後、人員や財源の問題で投票所を統合しなければならないと判断するのであれば、投票率が低下しないよう有権者の利便性の確保が必須であると考えますが、町が考える具体的な対策等を教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

高齢者や交通手段を持たない方など、投票所へ行くことが難しい方への配慮として、自動車やバスを活用した移動期日前投票所の設置が考えられます。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

政治参加を支える基盤は、投票しやすさにあると思います。高齢者や交通手段を持たない方々の投票機会の減少につながらないように、十分な配慮をお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問3-4について答弁をさせていただきます。

さきに答弁いたしましたとおり、子育て世代である30代の方の投票率を見ると50%程度と低水準にとどまっており、本町においても同様の課題があるものと認識しております。

子育て世代は、子育てや仕事に日々追われ、時間的な余裕がないため、投票に行く時間がない、誰に投票すべきか考える時間がないといった事情を抱える方が多いものと推察されます。

こうした状況を改善するためには、例えば投票所に保護者と一緒に来たお子様向けの啓発品を用意することで、親子連れでの投票を推進したり、選挙公報などをホームページに掲載し、スマートフォンから候補者情報へ手軽にアクセスできるようにすることなど、子育て世代が安心して投票に参加できる環境づくりを今後積極的に検討していく必要があると考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

ありがとうございました。

子育て世代にとって投票しやすい環境整備は、町の未来に直結する重要な取組であると考えます。ぜひ実行に向けて前向きに取り組んでいただけることを期待します。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問3－5について答弁をさせていただきます。

先ほどの御質問1－3の答弁とも重なる部分がありますが、町公式LINEの利便性や魅力の向上の一環として、アンケート機能などを活用し、町民の皆様が町政への意見を気軽に発信できる仕組みづくりを今後検討していきたいと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

まとめになります。南知多町がこれからの時代を見据えて持続的に発展していくためには、若年層、子育て世代、高齢者の全ての方が政治に関心を持ち、参加できる環境を整えることが欠かせません。選挙公報を含む情報提供の課題を踏まえた新しい新たな発信の手段の検討、SNSなどを活用した啓発活動の充実、そして全世代に優しい投票環境の整備を通じて、南知多町政をより強く、より身近なものにしていくことが期待されます。

動画配信サイトでは、最近政治系の動画が多く見受けられるなり、再生数も多く多数あります。国民の政治に対する関心もより一層高まってきているように感じております。町としても、誰もが関われる町政の実現に向けた具体的な取組を進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

木藤創大議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 11時14分 〕

〔 再開 11時25分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議長のご許可を得ましたので、本日は、4点の問題について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問事項1. 犯罪被害者等支援条例の制定を。

殺人や強盗、女性や子どもが被害者となる悪質、凶悪な犯罪が後を絶たない。こうした犯罪により思いがけず被害に遭われた方々やその御家族、御遺族は、これまでに経験したことがない困難な状況に直面しております。

安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて犯罪被害者等基本法、2004年成立であります。に基づき、地方自治体での支援体制の整備が求められております。全国で47都道府県、16指定都市、847市町村において条例制定しております。2024年4月現在、知多半島では、10市町のうち大府市、知多市、東海市、半田市が条例制定しております。町でいうと幸田町が愛知県の中ではやっております。

そこで、以下の質問をいたします。

(1)本町においても犯罪被害者等基本法第5条に基づき、地方公共団体の責務として犯罪被害者支援のための特化条例を制定することが必要と考えるが、いかがでしょうか。

(2)これまでに犯罪被害者などからの相談が寄せられた事例があったのでしょうか。

(3)条例化には犯罪被害者等が置かれている状況、必要性を踏まえ、相談体制の整備、情報提供、経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定、雇用支援等を考慮することが必要と考えますが、どうでしょうか。

(4)愛知県の犯罪被害者等支援条例との連携を図り、特にファミリーシップ、パートナーシップを宣誓した方々についても支援対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項2. 安心して利用できる介護保険制度にするために。

第9期介護保険事業計画の1年半が経過しました。来年からは第10期計画の策定も予定されております。前年度決算の審議等で第9期保険料を200円引き上げた妥当性も問われております。

もともと介護保険料は、介護保険法129条でおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと定め、厚労省の介護保険課の資料によりますと、2008年12月25日においても、本来当該基金が造成された期における被保険者に還元されるものであり、基本的に次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものでありとされております。たくさん取り過ぎた分は払った町民に返すのが原則ということでありま

す。

令和6年度の介護保険特別会計決算の基金は約2億1,100万円が残っております。令和5年度から1,000万円が減っただけであります。令和6年度は基金を約3,194万円取り崩しておりますが、逆に2,200万円積み立てております。10月16日に開催された町介護保険運営協議会において、令和7年度の基金の取崩し額は約567万円としております。逆に基金の積み上げは約3,802万円として、令和7年度末基金残高見込額は2億4,405万円としております。第9期に200円引き上げたことにより、基金は実質的に利用されず、逆に令和5年度よりも増えることが予想されております。

以下、質問します。

(1)第9期計画は1年半を経過し、令和7年度基金残高見込みを2億4,405万円としております。3年間の途中でも保険料の変更はできます。令和8年度は増えている基金を取り崩し、保険料5,200円を100円以上引き下げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

(2)今後第10期計画では、介護保険法129条や厚労省通知に基づくならば、現基金残高を投入すれば現5,200円の基準保険料は100円以上は引き下げることができると考えます。いかがでしょうか。

(3)介護保険料の負担割合について、第1段階は0.285、第2段階は0.485、第3段階は0.685であります。低所得者の負担割合を飛島村などの他市町に学び、もっと引き下げることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

(4)要介護1、2の特別養護老人ホーム待機者の把握を南知多町は自治体キャラバンにおいてはしておりませんでした。特例入所が必要になる方もおります。待機者は把握すべきではないでしょうか。

(5)自治体キャラバンによれば、南知多町には令和7年6月時点で要介護3以上の特別養護老人ホームの待機者は延べ177名おります。この状況を町としてどのように解決する計画を立てておりますか。

(6)全ての要介護認定者または障がい高齢者自立度A以上を障害者控除の対象とし、全ての対象者に障害者控除対象者認定書を武豊町、美浜町のように自動的に個別送付し、介護認定者等への利便性を図ることが必要ではないか。

質問事項3. 保護者、子どもが安心できる教育条件整備について。

安心できる義務教育の教育条件整備について質問いたします。

(1)公立中学校の制服無償化をする自治体が増えております。北海道北斗市や熊本県

の御船町が新1年生から導入したほか、東京都品川区は来春の新1年生からスタートします。背景には、数万円もかかる制服代が保護者の負担になっている状況があります。南知多町も令和8年度から経過措置付きの中学校の新制服を導入するとしております。保護者にとって4万円は大きな支出であります。様々な家庭に配慮し、一定の制服補助制度を導入したらどうでしょうか。

(2)本年度12月までの学校給食費無償化は、物価高騰の中で大変保護者に喜ばれております。南知多町としても、給食費完全無償化を目指して本年度1月から3月までの無償化継続の実現も期待されております。基金等を利用して実現できないでしょうか。

(3)文科省は、学校徴収金は公会計化を推進しようとしております。南知多町における学校徴収金の公会計化の取組について、どのような考え方と計画を考えておりますでしょうか。

(4)こども家庭庁は、発達障害などを早期発見し、就学前に必要な支援につなげるために全国の自治体で5歳児健診の実施を目指し、健診費用や研修費の助成などの支援を強化しております。南知多町において5歳児健診の導入計画はどうなっているでしょうか。

質問事項4. 加齢性難聴者への補聴器補助の実現を早く。

私の6月の一般質問では、加齢性難聴者への補聴器の補助の実現を検討すると答弁しておりました。その後、検討状況を質問いたします。

(1)補聴器補助はいつから実施する予定ですか。

(2)幾らの補助を想定していますか。

(3)どのような難聴の程度の対象者に補助する予定でいますか。

以上、壇上での質問といたしまして、再質問については自席にてしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1-1につきまして答弁をさせていただきます。

町としては、犯罪被害者等基本法第5条に定められた地方公共団体の責務を踏まえ、被害者等が地域社会で孤立せず、包括的なサポートを受けることができるよう犯罪被害者等への支援体制の整備に努めており、現在、防災交通課内に総合相談窓口を設置し、

関係機関と連携した支援が可能な体制を整えております。

現時点では条例を制定する予定はございませんが、今後につきましては、他市町の実践や県の動向、社会的な要請などを注視しながら、条例化も含め、本町としての在り方を検討してまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

一般的な人権相談ではなくて、犯罪被害に特化した相談窓口は周知されていますか。総合相談があるといっても、南知多町の特化条例がないので南知多町独自の施策も分かりません。条例制定において他市町の動向を見る必要はありません。法的には、基本法5条は地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしております。法的にも、基本法の11条から19条の早急な内容を具体化して、知多半島で5町で一番の特化条例を策定し、人権の町南知多町をアピールしてもいいのではないのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

先ほどの部長の答弁にありましたとおり、他市町の実践や県の動向、社会的な要請などを注視しながら、条例化も含め、本町としての在り方を検討してまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

検討していくということなので、ぜひとも積極的な検討をよろしくお願いいたします。  
次、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁をさせていただきます。

これまでのところ、本町において犯罪被害者やその御家族などからの相談は受けておりません。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

町には相談がないようですが、具体的相談が私のところには来ております。

先日、課長さんにも資料をお渡しいたしました。この女性は人生の再出発をするために豊田市から南知多町へ引っ越したそうです。

次のような事例を紹介します。本人の了解を得ております。

今年9月10日の中日新聞を要約して紹介いたしたいと思います。

ヤマト運輸女性ドライバーが指導役からセクハラ、名古屋高裁安全配慮義務違反で賠償命令、中日新聞の9月10日付です。

ヤマト運輸の愛知県豊田市内の営業所で勤務していた女性が、指導役だった同僚の男性からセクハラ被害を受けたとして同社に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決があった。判決などによると、女性は2018年11月から12月にかけて、そして2019年1月まで指導役として助手席に同乗していた男性から体を触られるなどした。その後、心的外傷ストレス障害（PTSD）などと診断されました。

女性は会社に安全配慮義務違反を訴え、3,400万円の損害賠償を求めて2023年に提訴しておりました。控訴審判決では名古屋高裁は、男性が以前も集荷先のコンビニ店の女性店員にセクハラ行為をし、営業所も知っていたのに教育や指導をしなかったと指摘し、1か月以上2人きりの車内での継続的被害を受け、精神的苦痛は小さくない。慰謝料は150万円が相当だとし、差額分などの支払いを同社に命じております。女性は取材に、被害で人生を壊された。判決には納得できない部分もあるが、会社の責任が認められた点は安心したと報道しております。

条例をつくる立法事実が南知多町にはあると考えます。女性は南知多町には条例がないので支援も相談もできません。今回は女性の性被害の事例ですが、殺人遺族や交通事故やDVだとか様々な犯罪被害の事例等もこの南知多町に隠れているかもしれません。

条例化が早急に必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

現在、南知多町では条例を制定する予定はございませんが、今後、防災交通課に設置している総合相談窓口で犯罪被害者への支援体制について町のホームページや広報等での周知を実施し、認知度の向上に努めてまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

様々な犯罪被害というと、いろんな事例がもう既に国の指針の中で出ております。殺人等の遺族、暴力犯罪への傷害、それから交通事故に遭った遺族、そして配偶者からの暴力を受けた対応、ストーカー被害に遭った方々、虐待された子ども、恐らく南知多町にも隠れていると思います。ぜひとも検討をお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1-3について答弁をさせていただきます。

条例化を検討する際には、議員のおっしゃるとおり、被害者の視点に立ち、多角的な観点から支援策を検討することは重要であると認識しております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

特に私が心配しているのは、この性被害の例ですが、特に性犯罪等で裁判になって犯罪被害を確定される時期をいつとして捉えるかが問題となっております。多くは犯罪被害を知った日から1年以内としておりますけれど、交通事故や暴力、殺人などは大変分

かりやすいものであります。性犯罪などの場合はすぐに申告できません。数年たって裁判で犯罪確定がされ、地裁や高裁でされたときでも犯罪認定の時期として被害者救済をすべきと考えておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

答弁をさせていただきます。

例として、愛知県の犯罪被害者等見舞金給付要綱では、当該犯罪被害を知った日から1年、または犯罪被害が発生した日から7年と申請期限があります。

しかしながら、やむを得ない理由があると知事が認めるときはこの限りではないという条文も併せて付しておりますので、南知多町で条例等を検討する際には、申請期限にも留意して条例化をしていきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

この問題では、私もある県に問い合わせまして、担当者とお話をしましたが、やっぱりその犯罪事実を知ったときから1年以内ですからもなかなか難しいですねということでした。なので、これは弾力的な対応ができる条例化についての検討が必要だと思います。よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1-4につきまして答弁をさせていただきます。

愛知県が制定した犯罪被害者等支援条例との連携は、町の支援体制をより効果的にする上で重要であると考えており、県の制度や支援策を活用しながら他市町の取組や県の動向、社会的な要請などを注視し、条例化も含め、本町としての在り方を検討してまいります。

また、ファミリーシップ、パートナーシップ宣誓をされた方々についても、犯罪被害

者等に対する支援策の対象となるべきであるとの御指摘は、共生社会の実現に向けた重要な視点であると受け止めております。

繰返しにはなりますが、現時点では条例を制定する予定はございませんが、条例化を検討する際には町としても多様な家族、パートナーが犯罪被害者として支援が受けられるよう制度設計に向けて検討を進めてまいります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

愛知県の中の町ではほぼ唯一とっていい幸田町の事例を紹介します。犯罪被害に遭われた方へという形でホームページに載っております。具体的にどのような支援をしているかということですが、まずは遺族支援金、亡くなられた遺族に対しての支援金ですね、30万円支援します。それから重傷病の支援金、様々な障害を負われて困難を抱えられている方については10万円を支援します。そして精神療養支援金、PTSD等で精神的障害を負った方に対しては2万5,000円を支援します。こういう形で具体的にホームページに出されております。

いろんな支援がされない事例だとかそういうことも含めて、やはりはっきりとこういう犯罪の被害に対しての支援をうちの町としてはやるんだと、そういう姿勢をぜひとも貫いていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

基金の取崩しにつきましては、第9期介護保険事業計画で推計したサービス料に加え、急なサービス利用の増加や介護報酬の改定にも備える必要があります。今後の保険料収入の減少が見込まれる中、急激な保険料額の増加とにならないよう中長期的な目線で基準額を設定しているため、保険料を引き下げる必要があるとは考えておりません。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

第9期計画は後1年弱となりました。今回の補正予算で基金の利用は一定されておりますけれど、基金は逆に積み上がっていることには変わりはありません。

介護保険法129条のおおむね3年を通じ、均衡を保つものでなければならない、先ほども言いましたように、本来当該基金が造成された期における被保険者に還元されるものと、国は中長期の目線は問題にしておりません。3年間ととにかく返しなさいよというのが原則です。まずは今の保険者にできるだけ還元しろという考えです。介護保険法129条の原則を町はどのように考えていますか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

介護保険法第129条では、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間の終了時の介護給付費準備基金の剰余金は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方でございます。

準備基金の適正な水準は保険者が決定するものでございますが、幾ら取り崩すかにつきましても、次期計画期間を含めた中期、長期的な高齢者人口及び要介護等認定者数等、介護サービスの供給量などを推計した上で介護保険運営協議会にお諮りして決定したいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

介護保険運営協議会にかけるというのは、これは真つ当なことではあります。なので今すぐにとは申しませんが、初めの見積りからする基金が大量に余っている。

この前の介護保険運営協議会に私も参加いたしました。そして、そこでの委員の意見を聞いておりましたが、基本的に長期の計画と、それから現在の執行した計画、使ったお金ですね、その額がやはり約4,000万円ぐらいずつ少ないと。国の計画でいうと厳

しいものがあるんですね。

要するに介護保険の計画についても、やっぱり国そのものの計画で見えていくと結局余ってくるというふうな状況が出てくるわけですね。だから現状としては、本当にそこをしっかりと見て、そしてやっぱり直接の保険者に対して返していくという、そういう姿勢でぜひとも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

次期計画においても、介護サービス料などの見通しや被保険者数と介護給付費準備基金のバランスを考慮した上で、適正な計画となるよう介護保険運営協議会にお諮りしてまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、第10期の引下げについてお願いしているわけですが、実際に今現行の保険者が6,410人というふうに言われております。それを基準として計算したときに、私単純にやってみました。

例えば200円下げると。そうしたら1人で大体年間2,400円の引下げです。これが6,410人ですから、2,400円掛ける6,410人は1,538万4,000円です。この1,538万4,000円を3年分でありますから、これを実際に掛けてみますと4,615万2,000円です。100円引下げならば、その半分の2,307万6,000円で済みます。

令和7年度の基金残高見込みは2億4,405万円からすれば、十分なその引下げの可能な額だというふうに思いますが、どう考えますか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

議員おっしゃるとおり、基金を活用し、単純に計算した場合は可能と考えますが、先

ほども答弁したとおり、第10期の保険料につきましては、介護報酬改定や中期、長期的な高齢者人口及び要介護等認定者数等、介護サービスの供給量などを推計した上で介護保険運営協議会にお諮りしてまいりたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ここに、この前の介護保険運営協議会の資料があります。そこで委員の方が指摘したのは、老人福祉施設の令和6年度事業計画を約5億1,083万7,000円と計画しました。しかし使ったのは、4億7,084万円で約3,999万円が余っているよと。

それから、令和7年度の計画でも、この老人福祉施設については5億1,167万3,000円の計画でありますけど、使ったのは恐らく4億7,144万1,611円、ここでも約4,000万ぐらいのお金が余ってくると。

あと、来年もう1年あるんですけど、このような計画でやったら1億2,000万円出てくるんですね。だから、本当にこの計画のつくり方、これを国が出してきている恐らく介護保険計画だと思いますけれど、そうじゃなくて、自分たちの頭で考えてこれ保険者に返すことができるじゃないかと、そういうふうな考え方をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

ただいま内田議員から御指摘のありました計画の数値と実績の数値の乖離ということでございますけれども、今回の議会においても急激な介護保険の利用というところで給付費の増額をさせていただいております。

またさらに来年ですが、介護報酬の臨時改定があるというようなことも情報で入ってきておりますので、そういったことも踏まえまして第10期の給付、扶助費の推計に当たっては、国の算定式ともにちょっと本町の状況も詳細に踏まえながら計算してまいりたいと思います。以上です。

○5番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問 2－3 につきまして答弁させていただきます。

現在国の基準を適用しており、引き下げる必要があるとは考えておりませんが、負担割合につきましても次期計画において十分検討し、適正な計画となるよう介護保険運営協議会にお諮りしてまいりたいと考えております。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

これも単純に計算すれば、こんなだったらできるじゃないかというふうなことが私も分かりました。

例えば飛島村は、第 1 段階は 0.285 を 0.28、小数第 3 位を切っているんですね。第 2 段階は 0.485 を 0.48 にしております。そして第 3 段階は 0.685 を 0.68 と、この国の基準よりも小数第 3 位を削除しています。

もし南知多町で小数第 3 位を削除の数値にしたときに必要額はどれだけになるかと。第 1 段階は 970 人です。第 2 段階は 609 人、第 3 段階は 389 人といたしますと、第 1 段階では年 22 万 1,160 円で 3 年で 66 万 3,480 円必要となります。第 2 段階は年 15 万 1,032 円で 3 年で 45 万 3,096 円です。第 3 段階でも年 10 万 4,252 円で 3 年間で 31 万 2,756 円です。

この第 1 段階から第 3 段階の 3 年分の引下げに必要な費用は 66 万 3,480 円足す 45 万 3,096 円足す 31 万 2,756 円で 142 万 9,332 円で、約 150 万円あれば低所得者への配慮ができるんですよ。

今回南知多町は段階を 15 段階まで上げましたので、その 15 段階でいただいている方の、低所得者に対してのメリットが今回はされなかったんですね。私はそれを要求しておりました。

来年第 10 期の計画が始まりますけれど、やはり低所得者の第 3 段階を飛島村のような形で切ることもいいですし、もっと進んだ様々な段階の市町がございます。なので、ぜひともこれ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

県内においても低所得者の負担割合を国の基準より引き下げている自治体があることは承知しており、引下げについては可能であると思います。

しかしながら、先ほども答弁しましたとおり、負担割合の引下げにつきましても、その必要性や実施した場合の影響額の財源を高所得層に負担を求めるのか、または恒久的に基金を充てていくのかなどを含めまして介護保険運営協議会にお諮りしてまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

来年度の計画については、200円は必ず下げられる。前回5,000円でしたので、5,000円まで下げられるんじゃないかと私は思っていますので、ぜひともそこら辺の検討をよろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

内田保議員の一般質問の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時00分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 11時59分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

午前中に引き続き内田保議員の一般質問を行います。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-4につきまして答弁させていただきます。

要介護1、2の特別養護老人ホームの待機者の把握は10月に実施いたしました。結果としては6名の方が把握できましたが、内訳として1の方が調査後死亡、2人が入院、1人が他町の施設へ入所しております。残る2人につきましては、現在、在宅で通所介

護、ヘルパーを利用しながら生活をされています。

現在のところ直ちに入所希望はありませんが、今後も御本人や担当ケアマネ、施設と体調や生活環境の変化について情報連携を密にしていきたいと思いますと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

6名の介護の1、2の方の希望が判明したということで、死亡された方や、それから他市町へ入所の方もあったようでございます。

国の指針では、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごと設置している入所検討委員会を経て特例的に指定介護老人福祉施設への入所を認めるようになっております。

町としては、各施設の入所検討委員会へ、これまでの適切な関与はどのようになされておるのでしょうか、あるいはしていないのでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

施設の入所検討委員会につきましては、平成28年に一度開催されています。その際は、委員会の事前協議の場に職員が出席をし、町として入所の必要性の意見を申し添えました。なお、平成28年以降は実績はございません。

今後につきましても、特例入所に関する御相談があった場合は、御本人や家族の状況や意向を聞き取りの上、当該施設をはじめ関係職員と連携し、入所の必要性について町としての意見を申し入れるなど適切に関与してまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

要介護1、2の方でも特例入所という形で認められておりますので、もう亡くなっては身も蓋もありませんので、ぜひとも4月からきちっと把握をよろしくお願いいたします。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-5につきまして答弁させていただきます。

特別養護老人ホームは、要介護の高い方が安定した生活を送るための重要な受皿でありながら、その整備は需要に追いつかず、多くの高齢者とその家族が待機している状況は全国的な問題であり、一朝一夕に解決できないものと承知しております。

本町としては、今後も可能な限り待機者を増やさないよう予防的な段階での相談の必要性を周知してまいります。その相談の中で、特別養護老人ホームの入所状況を理解していただきながら、それに代わる選択肢としての地域密着型サービス、例えば小規模多機能型居宅介護や在宅でのサービスの活用などを紹介し、御本人とその御家族の心理的、身体的負担を軽減してまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

177名の待機者の実態を具体的にお聞きしたいと思います。

現在一人家族、一人暮らしの方ですね。それから2人家族の方は何人ぐらい見えるのか。そして、177名の中で介護5以上の寝たきりになっている方は何人おられるんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

現在待機者の、家族構成などの状況につきましては把握しておりません。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

把握してないことは非常に残念です。町の職員の皆さんは75歳以上の一人暮らしの方の見守りをされ、そういう努力をされているわけですので、やはり現在の待機者の実態を町としても正確につかんでいただきたいと、このように思っております。

じゃあ次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-6につきまして答弁させていただきます。

現在、障害者控除対象者認定書につきましては、前年度発行した方へ自動送付しております。

全ての対象者へ送付した場合、所得税、住民税の申告に必要がない方へ送られてしまうことになり、一部市町でも生じている必要のない書類が届くことによる混乱を防ぐため、対象者全員に送付することは考えておりません。しかしながら、必要な方が適切に障害者控除を受けられるよう周知を図ることが大切であると考えております。

現在町では、要介護・要支援認定を受けられた方全員に対しては認定結果通知書に障害者控除が受けられる場合がある旨を記載しております。また、町広報や町ホームページにおいても障害者控除について掲載し、周知を図っております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

必要のない方へ送られることもあり、町は郵送料などが余分になる場合ももちろんあります。しかし、本人はその届く場合でも自分で何とか処理すればいいわけですので、多くの方に喜ばれているのが実態というふうに聞いております。

2023年の認定書の発行枚数は、武豊町では要介護1の方は1,001名で1,516枚、つまり要支援1、2まで発行しているんですね。美浜町は767名の要介護1で420枚発行しております。南知多町は747人いるのに僅か70枚です。阿久比町も調べてみましたところ、阿久比町は778人の要介護1で、これは921枚ということは、やはり阿久比町でも要支援

1、要支援2の方に対しても出している。

だから、これをやってないのは南知多町と、あと東浦町だけというような状態になっておりますので、これは利便性が非常に向上していくと思います。保険税と保険料の負担が13万6,000円軽減された例も中には生まれております。

申請すれば大体ほぼ認定できますよというようなことを担当者の方もおっしゃいます。自動送付で、介護認定で利便性が向上するということはさらに考えないでしょうか。もう一度お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

議員のおっしゃるとおり、全ての対象者の方に送付することにより申請の手間がなくなるなど利便性が向上すると考えられますが、先ほど厚生部長が答弁したとおり、一部市町でも生じている必要のない書類が届くことによる混乱、例えば必要のない方から届いた書類が何なのか、何に使うのか、使わないがどうしたらよいかなど問合せが多く発生することも聞いておりますので、自動送付をすることは考えておりません。

しかしながら、本町としましては、必要な方の利便性が向上するための手段として、税の申告相談において介護認定があるかどうかの声かけなどを徹底するとともに、町広報などを通じ、障害者控除について引き続き周知を行ってまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

よろしく願いいたします。

じゃあ次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問3-1、3-3につきましては私、教育部長から、3-2は総務部長から、3-4は厚生部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問3-1につきまして答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、本町では令和8年度より中学校の制服にブレザー型の制服を導入いたします。新制服の選定に当たっては、保護者などで組織する制服検討委員会において、新制服のデザインや機能性、材質、価格帯についても協議をし、現行の制服の購入価格に近い制服とすることで保護者の負担軽減に努めました。

また、保護者の経済的な負担を軽減するため、初年度より全面的に新制服に統一するのではなく、令和10年度まで3年間の移行期間を設け、現行の制服を着用できることといたしました。

本町においては、制服の補助制度ではありませんが、令和4年度より小・中学校入学時に保護者の経済的負担の軽減、子育てへの支援及び児童・生徒の健全な育成に資することを目的に入学お祝い金支給事業を実施しており、中学校においては入学前に3万円を支給しています。

この補助制度は、近隣市町で実施しているのは本町のみであり、制服購入の一助になっていると考えていますので、入学お祝い金とは別に制服補助制度を導入する予定はございません。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

文科省の通学用服、いわゆる制服は学用品であるとしております。給食と同じく、憲法26条の義務教育は無償の対象になり得ると考えております。

確かに答弁があったように3万円は保護者に喜ばれていると思います。しかし、入学時にはかばんやシューズ、ジャージ等、そのほかの学用品で10万円以上はかかると言われております。物価高の中、保護者の負担軽減、子どもを大事にする観点から、入学お祝い金とは別に、学年に関係なく令和10年度までに1回は制服代1万円補助、合わせると4万円になりますよね、の制度が策定されれば、保護者は大変助かると考えておるんですが、どう思われますか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

繰返しの答弁となりますが、近隣他市町に先駆け、本町独自の施策として既に入学お

祝い金の支給事業を行っております。その制度自体、制服購入の一助になっていると先ほどの答弁でも申し上げましたとおりでございます。というところをもちまして、別の補助制度を導入する予定はございません。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ぜひとも検討をお願いしたい、このように思っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 3-2 につきまして答弁をさせていただきます。

給食費の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりに資する重要な施策であると認識しておりますが、基金の活用については将来の行政需要や財政運営に支障を及ぼすおそれがあることから、基金を用いた無償化の実施は考えておりません。

一方で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付について、11月28日に閣議決定されるなど交付のめどが立っておりますので、交付金を活用し、1月から3月についても学校給食費の無償化を継続して実施する方針であります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

南知多町、町長の積極的な政策を評価します。

言うまでもなく、これまでどおり、一つ確認したいのですが、保育所も対象にしていると考えますが、間違いありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

御質問について答弁させていただきます。

保育所につきましても給食費無償化を継続して実施する方針で間違いございません。  
以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

給食費無償化は、やっぱり先ほどの憲法26条、義務教育の無償、この立場から全国的  
にようやく80年たって実現しようとしている状況でございます。

来年度は、小学校の無償化がやるのではないかというふうな動きも出てきております。  
ぜひとも南知多町としても、じゃあ小学校やったら中学校の無償化、そのようなことも  
考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3-3につきまして答弁させていただきます。

学校徴収金の徴収、管理につきましては、平成31年の中央教育審議会答申で示された  
学校教師が担う業務に係る3分類において基本的に学校以外が担うべき業務に分類され、  
地方公共団体が担っていくべきとされていることは承知しております。

しかし、公会計化に伴う町の基幹システム改修等の費用や人員の確保の問題などから、  
現状、学校徴収金の公会計化は進んでおらず、具体的な計画もございません。学校徴収  
金の公会計化は、中学校部活動の地域移行同様、学校教職員の業務多忙解消のため必要  
なものと考えておりますので、今後は近隣市町の状況を踏まえ、公会計化に向け研究、  
検討していきたいと考えております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

令和8年度から、先ほど私ちょっと紹介しましたけど、小学校が給食費無償化になり

そうであります。具体的な制度はまだ今のところはっきりしておりませんが、公会計化は、まず給食費からについて始めている自治体もあります。

毎日の欠食確認の変化を学校でチェックをして、2日ぐらい前までに給食センターに連絡しないとチェックできないわけでございますけど、そういう一部の学校との連携は必要になってきますけど、給食費の徴収は、町の教育課で扱うということにはしてはいけなんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

中央教育審議会の答申の中でも、特に学校給食費については公会計及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされておりますので、本町としましても、今後学校の給食費無償化制度の詳細が判明した後、近隣市町の状況も踏まえ、研究、検討していきたいと考えております。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

やはり少しでも教職員の事務負担がなくなればゆとりを持って子どもたちと接することができるということになると思います。様々な課題が教育の中にはありますが、特にラーケーションなんかの関係では、ほかの市町でありましたが、急に給食を切らなきゃいけないだとかそういうようなこともあるようでございますので、ぜひともこの公会計化を広く広げていただいて、教職員の事務負担を減らしていくような方向を考えていただきたい、このように思っております。

じゃあ次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問3-4につきまして答弁させていただきます。

5歳児健診につきましては、町保健センターを会場とした集団健診の方式により令和8年度から実施できるよう準備を進めています。

準備状況でございますが、今年度は満5歳になる幼児の保護者を対象に電子申請による事前問診システムの運用試行を実施し、円滑な事前カンファレンス、いわゆる情報共有のための集まりを実施できることが確認できました。

次に、健診従事者の確保状況でございますが、あいち小児保健医療総合センターから診察を行う小児科医を派遣していただけるよう調整ができました。また、心理相談員につきましては、子ども発達相談等の母子保健事業を通じて日頃から幼児を個別に支援していただいている認定心理士の協力が得られることとなっています。

そのほか保健師、保育士といった多職種、また教育委員会、医療機関、療育機関といった関係機関が連携し、学童期に向けた切れ目ない支援体制が構築できるよう引き続き準備を進めてまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

こども家庭庁の関係で5歳児健診を進めていくということでした。特に健診については原則任意であると考えておりますけど、どうでしょうか。

また、特に判定を受けて発達障害と、こういう形で受けられた子どもたちや、それから保護者に対する対応はどのようにされるのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

健康こども課長。

○健康こども課長（伊藤尊人君）

ただいまの質問について答弁させていただきます。

まず5歳児健診の受診が原則任意であると考えているという点についてでございますが、母子保健法第4条第2項においては、保護者の努力義務が規定されています。

課題については、先ほど厚生部長が答弁したように多職種、多機関が連携し健診を実施しますので、児童個々の発達状況を適切に把握、共有し、フォローを要するケースについては保護者に寄り添った各分野切れ目ない支援体制を構築していくことが肝要であり、課題であると考えています。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問4-1につきまして答弁させていただきます。

補聴器補助につきましては、来年度の実施に向け準備をしております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

来年度4月1日と考えてよろしいですか。少しでも早く救われるように、制度の周知及び対象は何歳からでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

まず実施予定ですが、来年度4月1日から実施できるよう準備しております。

また、対象年齢ということですが、現在、高齢者65歳以上ということで予定しております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ぜひとも実現できるようにお願いしたいと思っています。

次の、4-2、4-3、一緒に回答してください。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それではまず、御質問4-2につきまして答弁させていただきます。

補助上限額につきましては、現在精査中ではございますが、補助率は購入金額の2分の1とする想定でございます。なお、この補助制度を必要な方へ幅広く活用していただけるよう所得制限をなくすことも想定しております。

続きまして、御質問4-3につきまして答弁させていただきます。

対象者につきましても現在検討中ではございますが、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない方で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方などを想定しております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

所得制限なしは大変よいことだと思います。補聴器は高いものから安いものまで様々あります。

ここで大口町をちょっと紹介させていただきます。

大口町は、所得制限なし、そして課税も非課税も分けずに上限が5万円とし、2分の1の補助の制度をつくっているのです、ぜひともこれは参考にさせていただきたいと考えておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

補助上限額や所得制限の有無につきましては、議員のおっしゃるとおり、大口町の例も参考にしてみたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

本当に高齢者の立場からするとしっかりといろいろな会話をしたいんだけど、聞こえないから本当に困っているとそういう方も私の周りの方にも見えます。

やはり少しでも高齢者補助ができるような形での役割を南知多町として発揮していただいて、1万円でも2万円でもちゃんと私のために支援してくれたなという、そのような優しいまちづくりを期待しておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

そして、いろんなこども家庭庁の問題も含めて、またこの加齢性難聴の問題も含めて、

社会保障の一層の充実、今は国全体が軍事費に金をかけて、そして社会保障を削ろうというような、それらの動きもちょっとあります。やはり南知多町としてしっかりと子どもたちも守るし高齢者も守る、そういう立場で施策を来年度、令和8年取り組んでいただきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時35分といたします。

休憩中は、議場の窓を開け換気を行いますのでお願いいたします。

[ 休憩 13時26分 ]

[ 再開 13時35分 ]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、9番、吉原一治議員。

○9番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 豊浜地区町道3209号線の整備方針について。

主要な幹線道路である県道豊丘豊浜線は、長年にわたる地域の悲願として整備が進められ、令和4年7月には国道247号までの区間が開通しました。これにより国道へのアクセスが飛躍的に向上し、交通の流れが改善されたほか、災害時の避難経路、緊急輸送道路としての機能強化にも大きく寄与しています。

しかしながら、その終点である国道247号から豊浜漁港内を結ぶ区間である町道3209号線は未整備のままとなっており、物流導線としても利便性や漁業関係者の避難経路としての安全性の確保が強く望まれています。

一方、沿線には家屋などの補償物件が存在するほか、防潮扉（陸閘）や臨港道路など漁港施設が隣接しており、構造上の制約も大きいことから、補償費や工事費を含めた総事業費は多額になるものと見込まれています。

この財源の確保や地権者との調整など様々な課題があり、早期整備の実現は容易ではありません。こうした背景を踏まえ、町道3209号線の整備に関する現状と今後の見通しについてお伺いします。

(1)町道3209号線の整備は町が主体となって進めるものと承知をしていますが、現時

点の事業の概要や想定される整備内容、事業費の見込み、補償物件の状況など、これまでの検討内容や課題についてを教えてください。

(2)これまでの検討、用地交渉の進捗を踏まえ、今後どのような工程、スケジュールで事業化を目指すか。また、県との協議や地域住民への説明など今後の進め方や見込みについてはどうか。

質問事項 2. 職員の時間外勤務と健康管理について。

近年本庁職員は、限られた人数で多様化、複雑化する行政課題に向き合う中、時間外勤務は増加し、心身の不調による休職者も生じていると聞いております。私の自宅から役場庁舎が見えるのですが、夜遅くまで事務所の明かりがついている光景を毎日のように目にします。町のために尽力されている姿に深い敬意を感じる一方で、職員の皆様が負担が大きくなっているのではないかと強い危機感を持っています。

そこで、職員の時間外勤務の現状と削減対応策、健康管理についてお伺いします。

(1)時間外勤務の現状と要因分析はどうか。

(2)時間外勤務の削減目標はあるか。

(3)時間外勤務の削減対応策はどうか。

(4)心身不調による休職者の傾向と対策は。

再質問は自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1-1 につきまして答弁させていただきます。

この道路は、役場下を通る県道豊丘豊浜線の国道247号交差点から豊浜漁港へ向かう区間であり、既存の町道を拡幅、改築し、漁港までのアクセス機能を高めるために計画しているものでございます。

議員御指摘のとおり、豊浜漁港は本町の水産業や観光を支える大変重要な拠点であり、物流の円滑化はもとより津波などの災害時には漁業関係者や漁港内におられる皆さんの安全な避難経路の確保が求められております。

整備内容といたしましては、全長約80メートル区間で道路幅を12メートル確保し、車道は片側1車線の2車線とするとともに、歩行者の安全のため両側に歩道を設ける計画としております。また、護岸堤防の開口口を広げて防潮扉、いわゆる陸閘の改築を行う

必要があり、あわせて漁港内の臨港道路へ接続するための工事も実施することとなります。

事業費につきましては、現段階ではおおむね6億円を見込んでおります。道路工のほか、護岸や臨港道路との接続、用地取得や家屋などの物件補償3件の費用も含んだ金額でございます。

これまでに国道側の一部用地については買収を完了しておりますが、今後は漁港側の地権者の方々への用地交渉に着手することとなります。事業費の大きさや補償、さらに漁港施設の工事など、引き続き課題はございますが、地域の安全性向上や漁港機能の強化につながる重要な事業であると認識しております。

町といたしましては、関係機関と連携を図りながら課題の整理と解消に努め、事業の実施に向けて前向きに検討を進めてまいります。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございます。

ただいまの答弁をいただき、町としてのこの事業の必要性をしっかりと受け止めていただいていることを認識でき、安心しました。

豊浜漁港は、漁業者の皆様はもちろん、地域の全ての方にとっても大切な場所であり、この道路は物流や観光だけではなく、災害時避難経路としての役割も非常に重要でございます。

今回お示しいただいた整備内容の事業の方向性は地域の思いと一致しており、今後の進展を期待するところでございます。もちろん事業費補償、漁港施設との調整など様々な課題があると理解しております。その上で、地権者の皆様や関係者の御理解が得られるよう丁寧な説明を重ねながら着実に進めていただければと考えております。

次へお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

本事業の事業化に向けたスケジュールにつきましては、補償、技術的調整、財源の検討など課題はございますが、令和8年度より用地交渉や工事に必要となる周辺の測量業務などに着手する予定であります。その後、用地取得が全て完了した段階で速やかに工事に着手できるものと見込んでおります。

なお、この事業を進めるに当たりましては、事業用地の地権者の皆さんの御理解と御協力が重要であると認識しております。そのため、事業の内容や必要性を丁寧に説明するとともに、御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

また、漁港内で実施する防潮扉や臨港道路の工事につきましては、県管理漁港であることから、今後も知多建設事務所をはじめ関係機関と必要な協議を進めてまいります。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございます。

御答弁をいただき、事業化に向けた今後の進め方について町としての一定の方向性を示していただいたことは大変心強く感じております。また、令和8年度から用地交渉や測量業務を着手されるということで、事業は着実に前進し始める見通しが示されたことはうれしく思います。

この事業は多大な費用がかかる上、地権者の皆様の御理解と御協力が不可欠であることは十分承知しております。だからこそ、引き続き事業の必要性や内容を丁寧にお伝えしながら地域の不安や疑問に寄り添って進めていただくことをお願いしたいと思っております。

また、漁港内の施設に関わる工事については県との調整が重要になるとのお話でございましたが、ぜひ関係機関の連携をしながら前向きに協議を進めていただきたいと思います。

今回質問させていただきました町道3209号線の整備は、地域の安全と活力につながる大切な取組であります。この道路は日頃から、皆様から危ないというような声を私のところへ声がかかっております。どうか今後も地域の声に耳を傾けながら、前向きに事業を進めていただくことをお願い申し上げます。

2番へ行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-1について答弁をさせていただきます。

時間外勤務の現状については、平成18年度からの20年間を分析したところ、選挙やコロナワクチン接種及び統計などの特別な事情を除くと、令和2年度までは職員1人当たりの平均が1月当たり5から7時間で横ばいでした。

令和3年度には初めて1月当たり平均で9時間を超えましたが、コロナ禍において全庁体制でワクチン接種に取り組んでいたため、通常業務が圧迫されたことが主な要因と考えております。

令和6年度も一月当たり平均で9時間を超えましたが、機構改革に伴うグループ制の移行により各課で多数の業務が発生したことや、年度途中での病気休職や退職者の増加による1人当たりの業務の増加が主な要因と考えています。

令和7年度については、昨年度より職員数が減少しており、非常に厳しい状況です。しかし、令和7年10月現在で1月当たり平均8時間で昨年度を下回る状況でございます。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ただいまの答弁で令和3年度と6年度に時間外勤務が大きく増えたということでした。もちろんコロナ対策や機構改革などの大変な状況があったとは理解をしています。しかし、現状の職員さんたちは、海でいえばしけの中を走り続けるような状態ではないかと私は感じております。今回町から提示された定員管理計画案には、限られた職員体制の中で持続可能な行政運営を行うため必要な増員が盛り込まれていると思います。財政状況が厳しい中で増員を判断することは決して軽いものではありませんが、しかし、現状の疲弊が顕著となっている今、やむを得ない必要な決断であると私は考えます。

そこでお伺いします。

この増員方針を確実に実行に移すため、町としての決意をお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、ただいまの御質問に答弁のほうをさせていただきます。

町としまして、職員の増員方針を確実にやっていく決意を大変強く持っております。様々な行政課題への対応が求められる中で、5年から10年といった中長期的な視点を見据え、分野別に適切な人員配置の必要があると考えております。そのために現在の業務量や将来見込まれる行政需要を整理して、増員が必要な業務、また民間委託やDXにより効率化できる業務を明確にして持続可能な職員体制を構築してまいります。

質の高い行政サービスを提供するためには、まず職員が健康でやりがいを持って業務に当たれる職場環境が必要でございます。住民の信頼に応える南知多町役場を目指して全力で取り組んでまいり所存でございます。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございます。

やはり根っこの部分で職員の人数や業務量のバランスなどをどうするのか、そこをしっかりと考えないといけないと思います。時間外勤務によって職員が無理して帳尻を合わせなければならないような職場環境にならないように、定員管理計画をしっかりと進めてください。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-2について答弁をさせていただきます。

現時点では時間外勤務の削減目標、具体的な数値として設定はしておりません。その理由といたしましては、自治体DXの推進や防災・減災対策の強化、子育ての支援の充実といった新たな課題に対応するため、年間を通じて業務量が大きく変動する状況にあり、一定の数値目標を一律に設定すると必要な行政サービスの提供に支障が生じる可能性があるためであります。

また、時間外勤務には繁忙期や突発的な事案への対応など避けることが困難な業務も含まれており、今後につきましても、時間外勤務の削減目標のみを取り上げて設定するのではなく、業務過程の全体の見直しや職員数の増員と適切な配置と併せて検討していく必要があると考えております。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

具体的な削減目標は決めていないということでしたが、私は少し心配があります。漁に出るときもそうですが、今日はここまでやるぞという目標がないと、どうしても作業が長引いたり、集中力が落ちたりします。役場の仕事も同じで、目標があるからこそ工夫しようという気持ちや改善しようという動きが出てくるものだと思います。

私の家から役場を見ますと夜遅くまで電気がついていて、大体同じ部屋の電気がついています。もちろん仕事が多い時期もあるでしょう。しかし、だからこそ柔軟に見直せる目標を立てればいいのではないのでしょうか。目標がない状態では、いつまでも今の働き方から抜け出せないように思います。残業が多い部署は原因を共有し、改善策を考え、必要に応じて職員の増員や業務の分散化をしっかりと考えてください。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 2 - 3 について答弁をさせていただきます。

本町では、時間外勤務の削減に向け、まず各所属において業務状況を把握し、改善を図る体制づくりを進めております。令和 6 年 10 月から勤怠管理システムと IC カードによる出退勤打刻を導入し、職員の勤務実態を正確に見える化することで時間外勤務の要因分析が行える環境を整えました。

また、電子化された時間外勤務申請により、事前に予定時間と業務内容を所属長へ伝える仕組みを徹底し、上司による課内のマネジメント強化を進めることで、業務量の見通しや調整が適切に行われるよう取り組んでおります。あわせて、業務の分散化やフレックスタイム制度の活用を進め、職員一人一人が時間に対するコスト意識を持ち、効率

的な働き方ができるよう努めております。

一方で行政需要の変化に的確に対応しながら時間外勤務を抑制するためには、所属単位の取組だけでなく全庁的な効率化や体制整備も重要であると考えております。自治体DXによる業務プロセスの簡素化、自動化を進めるとともに、防災・減災、子育て支援など新たな行政課題に備え、計画的な職員数の増員と適正な配置を図り、業務量と組織体制のバランスを確保してまいります。

この取組を着実に進めることで、持続可能で質の高い行政サービスを維持しつつ、職員が心身ともに健康で働くことができる職場環境を整え、結果として時間外勤務の削減に努めてまいります。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

勤怠管理システムを導入したり、申請の仕組みを整えたりと、いろいろ取り組んでいただいているのはよく分かりました。ただ、これらは道具の使い方をよくするもので、そのものであります。肝心の仕事そのものを減らす工夫が足りないように思います。

漁業でも、船を新しくしたり網を替えたりするだけでは駄目で、そもそもこの作業が必要かという見直しが欠かせません。役場の仕事も同じだと思います。これからは行政の仕事はますます増える一方です。今のように減った人数で何とか回そうというやり方ではいつかは限界が来ます。

もっと思い切った方法、例えば第三者による業務棚卸し、もう続けなくてもいい業務の明確化、民間委託の見直し、こういった仕事そのものを軽くする仕組みをつくる考えはないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、時間外勤務を削減するためには、個々の職員の努力だけではなく業務そのものを見直す仕組みづくりが重要であると認識しております。

本町では、これまでも所管課ごとに業務改善を進めてきましたが、議員の御提案のよ

うに第三者的な視点を取り入れた業務の見直しや軽減は、客観的な分析や優先順位づけに有効であると考えております。今後は、こうした視点を取り入れながら業務の見直しを検討してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-4について答弁をさせていただきます。

心身不調による休職者の傾向としては、令和元年度の2名からコロナ禍の令和2年度には4名に増加し、その後は4名から5名で横ばいでしたが、令和6年度には最大となる6名が休職をいたしました。令和7年度につきましては、4月1日時点で2名の休職者がいましたが、現在1名は復職しております。

次に、主な対策として2点申し上げます。

1点目は、心身の不調により休職や病気休暇を取得した職員に対して、復職後に総務課できめ細やかに面談を行い、その内容を所属長と共有しながら対応をしております。

次に2点目は、今年度から新規に実施している対策として、職場の環境や人間関係などに悩んでいる職員に対して、外部の臨床心理士と対面で相談できる体制を整えた事業を開始いたしました。この対策は9月から開始しており、これまで計3回、4名が面談を受けております。

このように、休職した職員がスムーズに復職できるようにサポートし、併せて悩みを抱える職員が休職する前に相談できる場を設けることで、今後も多様な観点から職員が心身ともに健康で安心して業務ができる環境整備をさらに進めてまいります。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

令和6年度に心身不調で休職した方が6名と過去最多になったということですが、私はこれは本当に重く受け止めなければならない問題だと思っております。復職面談や臨床心理士の相談、新しい取組が始まっているということは大変ありがたいことです。しかし、これは困ってしまった後の支援が中心です。海に例えるなら、船が傷ついたら修理するという話であって、そもそも船が傷まないようにするかどうかという視点がまだ

弱そうに感じます。

そこでお聞きします。

心身不調の職員が出てしまう前に職場全体のストレスチェック、問題の出やすい職場の傾向分析、組織改善につなげる仕組み、こうした早めの対策を定期的に行う考えはありませんか。

また、休職者が出てしまった部署の共通点などについて町として分析し、改善につなげる考えはないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

早めの対策として、次の2点を実施しております。

1点目は、全職員を対象に年1回のストレスチェックを行い、セルフケアの促進や職場環境の改善につなげています。

2点目として、時間外勤務については、月45時間を超えた職員がいる場合には総務課から所属長に対して業務の必要性や見直しなどを報告する仕組みを整えています。さらに月80時間を超えた職員がいる場合には産業医面談を勧めています。

次に、休職者が出た際には、本人と所属長への面談を通じて原因を分析し、その結果に基づいて業務負担の見直しや職場環境の改善など具体的な支援を所属長と協議の上、実施しております。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

分かりました。

今回の一般質問のやり取りを通じて感じたのは、現場の頑張りに頼り過ぎていないかという不安です。数字が改善しているからといって職員さんたちの負担が軽くなったとは限りません。役場の職員さんが元気でいてこそ町のサービスは安定します。

漁師でもそうですが、人が疲れ切ってしまうてはいい仕事はできません。財政が厳しい中で職員を増員するという判断は、町にとっても議会にとっても重いものであり、簡

単に賛成できるような内容ではありませんが、しかし、今のままでは職員さんが疲弊し、行政サービスそのものが維持できなくなるおそれがあると思います。

その意味で、今回提示された定員管理計画案を示された増員方針について、私はその方向性は認めるべきだと考えております。ただし、増員だけで終わるのではなく、業務改善の本格化、不要業務の削減、DXの推進、民間委託の最適化、職員のワーク・ライフ・バランスの向上、これらを同時に進めることが不可欠です。増員を行う以上、働き方を変えるという覚悟を求めたいと思います。

最後になりますが、町長、荒波の中で町政という職員を乗せた船が沈まないようにしっかりと舵取りを頼みます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（鈴木浩二君）**

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時20分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 14時06分 〕

〔 再開 14時20分 〕

**○議長（鈴木浩二君）**

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、7番、服部光男議員。

**○7番（服部光男君）**

本日最後の登壇となりましたが、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、壇上では通告書の朗読とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

質問事項1. 南知多町災害廃棄物処理計画について。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大規模な津波を伴った未曾有の大規模災害であり、その際発生したごみの量も平常時の一般廃棄物処理量をはるかに上回る3,100万トンの災害廃棄物が発生しました。

その形態も様々な種類の廃棄物と津波堆積物が混ざり合うなど、過去の災害とは性状が大きく異なる災害廃棄物等が13道県239市町村と広範囲にわたり発生しました。太平洋側の沿岸市町村の多くで行政機能が失われる等の状況の中、関係者の努力により試行

錯誤を続けながら災害廃棄物の処理が進められ、平成26年3月には、福島県を除く各地域において災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了しました。

また、記憶に新しいところでは、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による石川県の災害廃棄物発生量の推計は244万トンで、膨大に発生する災害廃棄物を令和7年度末までに処理完了するという目標達成に向けて、国は経験・知見を持つ職員や他の自治体職員の派遣・常駐等による人的支援・技術支援を行うとともに、特例的な財政支援を行うことにより、広域処理も含めて処理が円滑かつ迅速に進むよう、総力を挙げて現在も被災自治体を支援しております。

なお、この地域の可燃ごみを処理している知多南部広域環境センターでも、能登半島地震で最も被害の大きかった石川県輪島市及び珠洲市の木くずをはじめとした災害廃棄物を337.65トンと記してありますが、正しくは377.65トンの間違いでございました。ここで訂正をお願いいたします。受入れ処理を行いました。

この地域でも、「愛知県地域防災計画－地震・津波災害対策計画－」に示されているとおり、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。

そこで、本町において大規模災害発生発災後に災害廃棄物をどのように処理をしていくのかについて、令和7年3月に改定された南知多町災害廃棄物処理計画に基づいて質問をいたします。

(1)南知多町災害廃棄物処理計画の位置づけはどのようなものか。また、愛知県地域防災計画や南知多町防災計画との関連性はどうか。

(2)南知多町災害廃棄物処理計画で想定している災害はどのようなものか。

(3)近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間を調べてみたところ、東日本大震災では災害廃棄物量が3,100万トンで、処理期間は約3年、阪神・淡路大震災では災害廃棄物量が1,500万トンで、処理期間は約3年、新潟中越地震では災害廃棄物量が60万トンであったにもかかわらず、処理期間が約3年もかかっています。南知多町での災害廃棄物の発生量と災害廃棄物の処理期間はどの程度を見込んでいるのか。

(4)南知多町災害廃棄物処理計画で処理対象としている廃棄物はどのようなものがあるのか。

(5)建築物の倒壊、破損、消失、窓ガラスや屋根瓦の落下、倒木等により災害廃棄物が大量に発生し、損壊家屋、事業所等の解体時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋

等の瓦礫も大量に排出されることが想定されます。これらの廃棄物の処理を行う際のアスベストリスクが問題となります。アスベストリスクから被害を最小限に抑えるためにはどのような計画を持っているのか。

(6)南知多町の水産業の生産量は愛知県内1位で、それがゆえに被災時には大量の水産廃棄物が発生することが想定されます。東日本大震災では、加工用に保存していた冷凍水産物が施設が被災したことで腐り始め、廃棄物処理施設が地震や津波で被災したことから海への廃棄処分を環境省が認めたとの記事がありました。本町においては、大量に処理が必要であろう水産廃棄物の処理は、どのような計画を持っているのか。

(7)町内でも多くの太陽光発電事業者や住宅においても太陽光パネルを設置している。太陽光パネルの廃棄には特別な対応が必要だと考えるがどうか。

(8)東日本大震災では、津波に対しても比較的安全であると言われていた大型船舶も乗り上げ、座礁、船体損傷といった被害が各種メディアでも報道されました。

また、多くの車両等も津波によって発生した大量の瓦礫とともに流され、これらの処理が被災地にとって大きな悩みの一つとなりました。本町の主要産業の一つは漁業であり、多くの漁船が存在しますが、津波で被災した船舶の処理はどのように行うことになるのか。

(9)質問8と同様に津波により被害を受けた被災自動車等については、どのような扱いとなるのか。

(10)大規模な地震発生に伴い設置される仮置場は、被災住民が災害廃棄物を直接搬入する一時集積所、集積所または解体・撤去現場から災害廃棄物を搬入する一次仮置場、一次仮置場から災害廃棄物を搬入する二次仮置場に分類されることですが、南知多町の震災廃棄物を処理するためには5万立方メートル必要となるとの計算がされています。

一次仮置場の候補地については、現在のところ2万8,000平方メートルで、必要とする面積の約半分となっていますが、被災時にはどのように対応するのか。

(11)南知多町内には十分な仮置場が確保されているのか。

(12)仮置場の場所を事前に町民に周知する必要があるのではないか。

(13)災害廃棄物の処理は、災害発生直後から取り組むべき重要な課題である。平常時の廃棄物処理との違いは仮置場の確保、リサイクル等の中間処理を災害対応の混乱期に進めることである。しかしながら、災害はその種類、規模、発生場所等が様々で災害廃

棄物の処理を一緒に行うことが難しく、災害発生後に対処療法的に対応しているのが現状のようである。災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物処理の流れはどのようになっているのか。

(14)能登半島地震の災害廃棄物においても、他の自治体に廃棄物を搬出し処理されております。災害復旧・復興において、災害廃棄物の広域的な処理・処分について他の自治体と連携が取れているのか。

(15)町の災害廃棄物処理計画では、初動期、応急対応期、復旧・復興期に分けて業務内容を掲げているが、それぞれ組織内の体制の構築についてはどのようになっているのか。

(16)災害廃棄物処理の過程における東松島方式というのは、東日本大震災後の大量の瓦礫の処理を効率的に処理するために開発された手法で、災害廃棄物として出された瓦礫類の約97%がリサイクル処理されたということから、能登半島地震での瓦礫処理についても宮城県の職員を派遣し、そのノウハウが提供されました。「混ぜればごみ、分ければ資源」という合い言葉を基に東日本大震災発生直後から分別と収集の仕組みが作り上げられ、取り組まれました。本町も参考すべきだと思いますが、町の考えはどうか。

以上で通告書の朗読は終わらせていただきますが、再質問等ありましたら自席で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

建設経済部長。

**○建設経済部長（田中直之君）**

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

まず、南知多町災害廃棄物処理計画の位置づけでございますが、本計画は環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、発災前の備えから発災後の応急対策、復旧・復興対策等の必要な事項について、本町における災害廃棄物対策の基本的な考えと方向性を定めたものであります。

次に、ほかの計画との関連性についてでございますが、本計画は愛知県地域防災計画及び本町地域防災計画との整合を図りつつ、町区域に即した具体的な廃棄物処理体制を位置づけたものであり、発災時にはこれらの地域防災計画と連携して実務的な運用が可能になる計画としております。以上です。

**○7番（服部光男君）**

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

南知多町災害廃棄物処理計画においては、東海地震及び東南海・南海地震が連動して発生した場合の大規模地震災害を想定しております。この想定は、平成23年度から平成25年度にかけて愛知県が実施した「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の結果報告書に基づくもので、同報告書における被害予測は、過去に南海トラフ沿いで発生した宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5つの地震を重ね合わせた過去地震最大モデルにより設定されております。

本計画では、これらの被害予測結果を踏まえ、最大震度7、最高津波高4.9メートル、津波高30センチメートル以上の最短津波到達時間21分としてシミュレーションを行っております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

想定としまして過去最大の地震等ということなのですが、これは南海トラフ大地震と呼んでおりますが、この計画の災害の想定ですが、地震以外にも近年大型化している台風や線状降水帯などがもたらす大雨災害などが、大きな災害を全国でもたらしておりますが、災害廃棄物処理計画に載せていない理由は为什么呢。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

先ほど部長から答弁いたしました。本計画の想定は、東海地震及び東南海・南海地震が連動して発生した場合の大規模地震災害を想定しており、被害の規模は過去地震最大モデルにより設定してございます。災害廃棄物の発生量も建物の全壊、半壊、床上・床下浸水範囲による被害や津波堆積物など広範囲にわたるものを推計しております。

御質問いただきました台風や線状降水帯がもたらす大雨被害などの大災害における災害廃棄物の処理につきましては、可能な限り本計画を準用していきます。そのため、被害の規模や災害の種類による個別のケースごとの想定はいたしておりません。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ただいまの答弁で可能な限りの準用ということですが、一番でかいのをまず基本に計画をつくって、それに準ずる、それよりちょっと多分全体としては大きいかもしれませんが、個々としては、全体の大きいのを準用するということは理解いたしました。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

本町における地震・津波災害による災害廃棄物の発生量につきましては、愛知県災害廃棄物処理計画の被害想定と算出方法に基づき推計しており、災害廃棄物が約26万4,000トン、津波堆積物が約7万トン、合わせて約33万4,000トンと見込んでおります。

また、南海トラフ地震のような大規模災害が発生した場合には、時間の経過とともに事業活動の再開が進み、事業系ごみや生活ごみなどの一般廃棄物の処理が通常体制へ移行することが想定されます。

これらを踏まえますと、災害廃棄物の処理期間につきましては、想定される発生量や処理工程を考慮し、おおむね3年程度での完了を目指す計画としております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

この計画も南知多町及び知多半島だけを想定してつくる、予定では進まない、愛知県、東海地方、全国がどのような被災になるかというのは、ちょっと予想もできませんが、

そういったことで、まずおおむねという言葉が使われて3年程度での完了ということですが、できるなら、3年以内と置き換えていただけるようなことを期待しております。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

南知多町災害廃棄物処理計画において、処理の対象とする廃棄物等は、愛知県災害廃棄物処理計画を一部編集したものであり、被災者の生活に伴う廃棄物、災害によって発生する廃棄物及び思い出の品の3区分に大別しております。

具体的に申し上げますと、まず被災者の生活に伴う廃棄物につきましては、家庭から排出される生活ごみや粗大ごみなどの生活ごみ、避難所から排出される生活ごみなどの避難所ごみ、仮設トイレなどからのくみ取りし尿の3種類を対象としております。

次に、災害によって発生する廃棄物につきましては、建物の倒壊などにより発生する瓦礫類や廃家電、廃自動車、廃船舶などのほか、繊維類・紙・プラスチックなどが混在した可燃物、消化器・ボンベ類などの危険物や、太陽光パネル・バッテリーなどの処理が困難な廃棄物、さらには海底の土砂やヘドロが津波により陸上に堆積した津波堆積物など、合計13種類を対象としております。

最後に、思い出の品につきましては、写真、賞状、位牌、貴重品など、被災者の心情に配慮して取り扱うべきものを対象としています。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

確かに瓦礫の処理だけというようなイメージが、災害ごみということで取り上げられそうですが、毎日の生活で出るごみ、これも同時にといいますか、それが主になるのか、災害ごみが主になるのかはわかりませんが、一緒にやっていかなければいけないという大変なところもあると思います。

ただいま答弁いただきました思い出の品につきましては、去る10月3日、4日に陸前

高田市の三陸アーカイブ減災センターでしたかね、盛岡市で東日本大震災後に拾得した写真などの思い出の品の返却会が開催されました。同様の取組は仙台市でも予定されているそうです。建物の解体や津波堆積物などから拾得されたアルバム、写真などは、南知多町ではどのように取扱いを計画しているのかをお教えいただきたいと思います。

また、その洗浄作業が伴うと思うんですが、その作業で中学生、高校生もボランティアとして参加されていると聞きますが、南知多町での関わりはどのように考えているのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

本町の災害廃棄物処理計画においても、国の災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物の撤去現場や建物の解現場で発見され、また住民・ボランティアから持ち込まれたアルバムや写真などの思い出の品は、泥や土が付着している場合は洗浄して公共施設で保管することとしております。

また、本町の災害発生時には、ボランティア活動がスムーズに進むように南知多町社会福祉協議会が協定に基づく災害ボランティアセンターを開設し、支援ニーズの把握や調整を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受入れ調整やマッチング活動を行います。

御質問の被災写真の洗浄作業につきましても、南知多町社会福祉協議会と連携して、中学生、高校生に限らず、ボランティアによる清掃活動を進めていきたいと考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

いろんなところでのボランティアさんの清掃活動を期待しております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1 - 5 につきまして答弁させていただきます。

災害時には、アスベストを含む建築物などが倒壊・損壊することで、アスベストが外部に露出・飛散し、住民や災害対応に従事する方がアスベストにさらされる危険性があります。このため国は、過去の災害における教訓を踏まえ、令和 5 年 4 月に災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルを改訂し、災害発生時の段階に応じて講ずべき飛散防止措置を示しております。

本町におきましても、このマニュアルに基づき、南知多町災害廃棄物処理計画において、石綿含有建材の事前調査、養生や散水による飛散防止措置、混入防止対策など、災害時に必要となる具体的な対応を定めております。さらに災害廃棄物の仮置場で分別作業などに従事する作業員につきましては、アスベストを吸い込むおそれがあることから、通常的安全衛生対策に加えて、防じんマスクや保護眼鏡の着用など、必要な防護対策を講じることとしております。以上です。

( 7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

このような危険なものというのも混ざってくると思いますので、こういうときほど安全に気をつけて、適切な指示、監督もお願いしたいと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1 - 6 につきまして答弁させていただきます。

本町では、水産物そのものや容器包装された加工品など、種類や性質の異なる水産廃棄物が大量に発生することが想定されます。これらの処理に当たっては、公衆衛生の確保を最優先とし、腐敗が進むおそれのある廃棄物から優先的に対応し、人や車の往来する区域から速やかに除去することとしております。

まず、腐敗性のある水産廃棄物につきましては、利用可能な焼却施設や最終処分場へ搬入し、適切に処分することを基本としております。しかし、焼却施設や最終処分場が壊滅的な被害を受け、利用が困難となった場合には、細かく砕いてし尿処理施設へ投入

する方法、石灰散布や吸水材の使用による応急的な腐敗抑制、ドラム缶等への密閉保管など、状況に応じた代替措置を講じる計画としております。

また、海洋投棄につきましては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律において、環境大臣の許可を受けた場合、または緊急的に環境大臣が指定する場合に限り実施できるものであり、本町では法令に基づき適切な手続を経て対処してまいります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

災害時には長期の停電、そしてまた家屋、施設、管理しているところの倒壊とかそういうこともあります。水産物が廃棄物として発生することは当然予想できますので、関連する事務所、漁協、県、当然町も含まれるということですが、事前の対応などを相談できる場所があるといいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

太陽光パネルや蓄電池につきましては、廃棄後であっても感電や発火の危険性があるほか、鉛やカドミウムなどの有害物質が流出するおそれがあるため、災害時においても慎重な取扱いが必要となります。このため、仮置場においては、ほかの廃棄物と混在しないよう区分して保管するなど、安全管理を徹底してまいります。

また、太陽光パネルの処分につきましては、一時保管の後、リサイクルが可能な民間事業者において適正に処理することを想定しております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

太陽光パネルについては、感電、発火、そういったおそれもあるということで、一般

の住民が触るというのは、なかなかないかもしれませんが、復旧・復興段階において、もしも持ち込まれたときに、この処分はどのように、町がやるのかどうなのかというのは、どのように考えたらいいか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

復旧・復興に支障となる太陽パネルの処分につきましては、環境省から示されるガイドラインなどを参考に町が処理委託をしていく計画としております。

太陽光パネルは、災害により浸水、破損した場合でも、光に当たれば発電するため、破損箇所に触れると感電するおそれがあるので、家庭や事業所に設置した太陽光パネルが被害に遭ったときは、むやみに近づいたり触ったりせず、販売施工業者に連絡して対策を行っていただくこととなり、事業者が取り外した太陽光パネル等の機器は一般廃棄物ではなく、原則、産業廃棄物として処理されますので、全てを町が処分をする計画とはしておりません。

なお、公費解体の対象となる個人や中小企業が所有する建物に設置された太陽光発電設備が落下・破損し、生活環境保全上の支障が生じる場合、災害に起因して発生する一般廃棄物である災害廃棄物として町が解体、撤去、運搬、処分を実施している事業者と連携して処理をすることとなり、処分にかかる費用については、国の災害廃棄物処理事業における支援制度の活用が前提となりますが、町が処分をすることとしております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

個人でやるのか、太陽光パネルをたくさんやっている事業者とか、いろんな同じ太陽光パネルでも仕分が必要になるかもしれませんが、当然問合せが来ると仮定して、そのような窓口も設置していただけることを期待しまして、次の質問へ移ってください。お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

被災した船舶の処理につきましては、環境省の被災船舶処理ガイドラインや愛知県災害廃棄物処理計画、一般社団法人日本マリン事業協会が運用するFRP船リサイクルシステムなどの関係指針を踏まえ、適正に実施することとしております。

東日本大震災での宮城県の事例では、被災船舶の所在地や所有者を特定した上で、移動可能な船舶は仮置場へ搬入し、現地解体が必要な船舶は所有者の同意を得てその場で解体されております。また、所有者が不明な被災船舶については、公告により所有者の意思を確認できたもの、または公告期間終了後のものから順次仮置場へ搬入し、処理が実施されております。

なお、外形上明らかに使用不能と判断される船舶につきましては、一般廃棄物として取り扱うことが可能とされております。また、被災船舶の処理は、原則として所有者が行いますが、災害により著しく支障が生じる場合など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する、災害その他の事柄により特に必要となった廃棄物の処理に該当する場合には、市町村が代行して処理することができ、その費用は国庫補助の対象となります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ただいまの答弁の末尾のほうで、市町村が代行して処理することができ、その費用は国庫補助の対象となるということなんですが、この国庫補助の割合が分かりましたら、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

災害等廃棄物処理事業費補助金の補助率につきましては、対象事業費の2分の1となっており、通常災害時には本補助金の補助裏分に対して8割を限度として特別地方交付

税が充当されますので、市町村の実質的負担額は事業費の1割程度となる見込みでございます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

わかりました。

自分の船が被災して大変なときに、町や県が処理していただけるようになると大変ありがたいと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－9につきまして答弁させていただきます。

被災した自動車などの取扱いにつきましては、使用済自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法に基づき、被災自動車などを撤去・移動した上で所有者または引取り業者へ引き渡すまでの間、仮置場で保管することが市町村の役割となります。

なお、東日本大震災での宮城県では、約6万5,000台の自動車被災し、処理に当たり、被災自治体による標準的な手法を取りまとめた被災自治体処理指針が策定されました。同指針では、外形上明らかに使用不能と判断される車両を被災自動車と定義し、所有者の特定及び連絡に努めた上で、引渡しを求める場合にはこれに応じ、それ以外は自動車リサイクル法に基づき使用済自動車として約9,000台が適正に処理されております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

車の処分に関しては、保険の関連もあると思いますので、心配な方は、事前に車屋さ

んにも御相談していただけたらと思います。

次にお願いするんですが、10番と11番関連がありますので一括でお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-10、1-11につきましては、一括で答弁させていただきます。

本町では、災害発生時に必要となる一次仮置場につきましては、現時点で町内5か所を候補地として選定しておりますが、本計画で想定する災害廃棄物発生量に対して、必要面積が不足しているのが現状であります。

一次仮置場につきましては、町民の避難場所や仮設住宅建設用地の確保を最優先に行った上で、災害廃棄物の発生状況などを踏まえ確保してまいります。本町においては地形的制約が多く、利用可能な土地が限られていることから、土地の確保は容易ではございません。そのため、災害廃棄物を早期に撤去するため、応急的に一時集積所を設置し、災害廃棄物の受入れを行います。

また、県及び他市町村との連携により、広域的な仮置場の設置や受入れ体制の確保について、関係機関等と協議してまいります。

さらに、最終処分場や中間処理施設への中継機能を担う知多南部衛生組合及び知多南部広域環境組合とも連携を図りながら、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を進めてまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

確かに仮設住宅設置用地の確保、これが一番最優先と思われませんが、それらの用地確保の上で、災害時の生活再建のために、使えなくなった家具などを住民も多分すぐ持ってくることもあると思いますので、そういった仮置場とか、いろいろな用地の確保も併せてお願いしたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－12につきまして答弁させていただきます。

大規模災害が発生した場合には、町災害対策本部において、家屋被害の状況や道路の通行可否などの情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計した上で災害廃棄物の処理方法や工程、必要な人員、機材、そして開設すべき一次仮置場の場所などを具体化した災害廃棄物処理実行計画を策定することとしております。

こうした手順を踏まずに一次仮置場を事前に周知しますと、体制が整う前に災害廃棄物が持ち込まれる場合があります、現場の安全確保や作業効率に支障を来す可能性があります。このため、平常時は一次仮置場を候補地としてのみ公表し、発災時の状況を踏まえて設置場所を確定する運用としておりますので、事前に一次仮置場を周知することは考えておりません。

なお、発災後には、決定した一次仮置場の場所や搬入方法などについて、防災行政無線や町公式LINE、避難所への掲示など、複数の手段によりまして迅速かつ確実に町民の皆さんへ周知してまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

了解いたしました。なるほどです。

一旦誰かが分別をしなくて置いてしまうと、その後の皆さんが持ち込んで無秩序なごみ置場と化してしまう可能性もあります。

しかし、ある程度地域と相談しながら、そういった場所を決めておくということも有効なことと考えますので、皆さんと地域と考えながらやっていくということを検討事項としてお約束していただくということをお願いします。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－13につきまして答弁させていただきます。

本町の災害廃棄物処理計画における処理の流れにつきましては、災害発生直後から段

階的に進める仕組みとして整理しております。

まず、災害発生後の段階では、町民の皆さんが自宅周辺から排出した災害廃棄物を直接持ち込むなどする一時集積所を設置いたします。なお、この一時集積所につきましては、以下集積所と答弁させていただきます。

集積所に災害廃棄物を持ち込む際には、手作業による必要最低限の分別を行っていただきます。

次に、集積所や解体現場から搬入される災害廃棄物を集約し、重機などを活用した本格的な分別、選別を行うための拠点として、一次仮置場を設置いたします。

一次仮置場は、本町における災害廃棄物処理の中心的な拠点となるもので、危険物などの分離や適切な管理を行います。さらに、一次仮置場で選別された災害廃棄物は二次仮置場へ運び、そこで破碎や焼却、再資源化などの中間処理を段階的に行った上で、中間処理施設や最終処分場へ搬入し、処理を完了する流れとしております。以上です。

**○7番（服部光男君）**

次、お願いします。

**○議長（鈴木浩二君）**

建設経済部長。

**○建設経済部長（田中直之君）**

それでは、御質問1-14につきまして答弁させていただきます。

災害廃棄物の広域的な処理体制を強化するため、環境省の地方環境事務所が中心となり、地域ごとに自治体や関係事業者等の連携体制を構築することを目的として、全国8か所に大規模災害時廃棄物対策ブロック協議会が設置されています。

愛知県は中部ブロック協議会に属しており、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県との8県で構成されております。

この協議会は、平成26年10月に設立され、災害時の行動計画の策定、情報共有、広域連携訓練などを通じてブロック内での県域を越えた連携を図るとともに、隣接ブロックの相互支援の在り方についても検討を行っております。

災害廃棄物が発生した場合には、まず被災自治体内での処理を基本とし、次に県内、さらに中部ブロック内の自治体が連携して処理を行うこととなっております。

本町におきましては、愛知県や知多南部衛生組合、知多南部広域環境組合を通じて、こうした広域的な処理体制に基づく連携を図っております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

できましたら、もう少し具体的な説明をお願いできると助かりますが、被災された方の日常を一日も早く取り戻すためには、災害廃棄物をいかに早く処理するかが重要だと思います。しかしながら、南知多町単独では対応が困難な事態も当然想定されます。その場合の国県、他市町村、関係団体との連携等はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に対しまして、答弁させていただきます。

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2の規定により、町が主体となってその処理を行うこととなります。大規模災害が発生した場合、町は速やかに災害廃棄物の発生量の推計、撤去、運搬、仮置場の管理運営、災害廃棄物の処理、最終処分、再資源化などの計画を県と調整の上、定める必要があります。その際、県は、このような災害廃棄物処理対策に係る技術的支援や情報提供を行うとともに、他の自治体と共に連携して広域的な支援整備体制を整備するとされております。

また、平成26年に災害時における廃棄物の処理等に関する協定を一般財団法人愛知県産業廃棄物協会と協力協定を締結しておりますので、本町または県からの要請に応じて速やかに支援を行っていただくこととなっております。ただし、本町の被害状況や災害廃棄物の発生量、職員の被災状況等から、町による処理が非常に困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理に係る事務を県に委託することで、県が町に代わって処理を行う場合も想定されます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

なかなか想像しろといっても想像しにくいぐらいの災害の状況が起きると思います。

知多南部広域環境組合だけでも、南知多、美浜、武豊、いろんなどころを担当しておりますし、それ以外でも知多半島、名古屋市、いろんなどころでもごみの処理に関しては、もう手いっぱいになるような気がします。愛知県をまたいでの応援、支援が必要になってくるかなと思いますので連携を組みながらまたぜひその辺も検討しながら進めていただきたいと思います。

次の質問、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－15につきまして答弁させていただきます。

本町の災害廃棄物対策における組織体制につきましては、災害発生時に設置する町災害対策本部内において、まちなみ環境課職員で構成する住宅・環境班を中心に関係機関等と連携を図りながら各段階に応じた業務を遂行する体制としております。

発災後数日間の初動期におきましては、関係機関等との連絡調整、収集・運搬ルート の状況把握、集積場及び一次仮置場の設置などを迅速に行う必要があるため、町職員による応援体制を構築いたします。

また、災害廃棄物処理は、発災後3か月程度までの応急対応期から、3年程度を目安とする復旧・復興期に至るまで長期にわたる上、多くの人員が必要になる業務であることから、県内外の自治体などからの応援職員の派遣を受け入れ、臨時的な体制を維持しながら対応してまいります。以上です。

○7番（服部光男君）

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－16につきまして答弁させていただきます。

東松島方式とは、東日本大震災発生後、宮城県東松島市で実施された災害廃棄物処理の手法で、仮置場への搬入時に14品目に分別することを徹底し、さらに混合ごみについては手作業により19品目に分別することで、後々の処理を容易にするなど、先進的な災害廃棄物の処理方法であると認識しております。

本町の災害廃棄物処理計画におきましても、東松島方式を参考にし、可燃物、粗大ごみ、金属類、家電など計14品目に分けて処理する流れをあらかじめ想定しております。ただし、実際の災害時には、被災の状況、仮置場の広さや条件、作業をする人員の確保状況などが変わるため、これらを踏まえて、実行可能な方法へ調整しながら進める必要があると考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

各家庭で復旧・復興が始まりますと、災害廃棄物の分別の方法を事前に周知することによって、仮置場での廃棄物を下ろす際に少しでも渋滞の緩和になると考えておりますが、災害廃棄物の分別の方法についての住民への周知についてはどのように検討がなされているのか、現時点で想定できるものがあれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

災害の種類や規模によって、災害廃棄物の分別方法や出し方、出す場所が変わる可能性があり、混乱を防ぐため、発災前の分別方法の具体的な周知は現在のところ考えておりません。しかしながら、家庭から出される災害廃棄物が各地に自然発生的に設置された、いわゆる勝手置場に大量に出されることを防ぎ、一日も早い復旧・復興のために災害廃棄物の分別や町指定の仮置場への搬出の必要性など、町民の皆さんへの協力をお願いするため、基本的な災害時のごみの出し方の広報を今後行ってまいります。

また、発災後は、できるだけ早く詳しいごみを出し方や分別方法、仮置場の場所や受付時間などについて、防災無線、町公式ホームページやSNS、避難所などの掲示板、CATVを活用したデータ放送等でお知らせする予定でございます。

なお、仮置場においては、場内へ分別配置マップの設置、町職員や民間事業者による責任のある分別指導の実施などを計画しております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

情報を出すのをちょっと渋っているようにも感じますが、ごみのふだんの収集に関しても、分別はかなり進んでおりますし、防災に関しましても、避難方法、避難場所、そして先日内海のほうで行われましたが避難所開設、この地域の方たち、本当にレベルの高いところを今進んでいるところでございます。

そういったことで、ごみといいますか被災ごみの分別も、ある程度事前に教えてもらったほうが逆に安心できるかなというような気も私はしております。

このごみを早く片づけるということがいかに大事かということでございますが、冒頭にも申し上げましたが、年が明けると能登半島地震から2年が過ぎようとしております。年度末までに頑張ってお城処理をするようなことも聞いております。

そういったところで、先日、大分県で大火災が発生し、180棟以上が焼失し、これも瓦礫といいますか、災害ごみの処理の記事が載っておりました。

いずれも生活の場を取り戻すために復旧を急ぐのは当然ですが、これが遅れた場合、どのような現象があるかというのをいろんなコラムでも載っておりますが、被災した住民が被災した場所から戻ってこない、大変残念ですが、現在の過疎化に拍車がかかるのが南知多に限らず、深刻な社会現象、社会課題となっております。今回の災害廃棄物処理計画の改定を基本にして、いずれ来るであろう、明日来るかもしれません大災害の後、早期に復旧・復興を図るための一助となりますよう、関係機関と町民が一体となって進めていただくようお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

〔 散会 15時16分 〕

